

第 68 回総会第 3 委員会公式文書(2)

女子差別撤廃委員会報告書(A/68/38/Supplement No. 38)

第 52 回会期(2012 年 7 月 9-27 日)

第 53 回会期(2012 年 10 月 1-19 日)

第 54 回会期(2013 年 2 月 11 日-3 月 1 日)

房野 桂 訳

第 I 部: 第 52 回女子差別撤廃委員会報告書(2012 年 7 月 9-27 日)

第 I 章: 女子差別撤廃委員会に締約国の注意を引いた事柄

決定 52/I

2012 年 7 月 23 日に、委員会は、武器取引条約のテキストにおけるジェンダーの視点の必要性に関するステートメントを採択した(本報告書の第 I 部付録 I を参照)。

決定 52/II

2012 年 7 月 24 日に、委員会は、国別報告者の役割の強化に関する決定を採択し、国の説明メモ・テンプレートを支持した(本報告書の第 I 部付録 II を参照)。

決定 52/III

2012 年 7 月 25 日に、委員会は、国に別訪問を含め、「条約」の「選択議定書」第 8 条の下での調査を行うことを決定した。

決定 52/IV

2012 年 7 月 26 日に、委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して、モダリティと手続きに関する決定を採択した(本報告書第 I 部付録 III を参照)。

決定 52/V

2012 年 7 月 26 日に、委員会は、人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドラインに関する決議を採択した(アディスアベバ・ガイドライン)(本報告書第 I 部付録 IV を参照)。

決定 52/VI

2012 年 7 月 26 日に、委員会は、亡命、無国籍及び自然災害に関する一般勧告作成に責任を有する作業部会を 2 つの別々の作業部会、つまり、Dubravka Simonovic が議長を務める亡命と夢告性に関する一般勧告の作成に責任を有する作業部会と、林陽子が議長を務める気候変動と自然災害に関する一般勧告の作成に責任を有する作業部会に分割することを決定した。委員会は、そのような一般勧告に関する作業が委員会が別途定めない限り会期間に行われることも決定した(本報告書の第 I 部付録 V を参照)。

決定 52/VII

2012 年 7 月 26 日に、委員会は、教育権に関する一般勧告を作成する目的で、Barbara bailey を議長として、教育権に関する作業部会を設立することを決定した。委員会は、そのような一般勧告に関する作業が委員会によって別途定めるところがない限り、そのような一般勧告に関する作業は、会期間に行われることも決定した(本報告書の第 I 部付録 VI を参照)。

決定 52/VIII

2012 年 7 月 26 日に、委員会は、その決定 50/I を改訂することを決定した。この決定のパラグラフ 3 は、以下のように改訂されている: 「タスク・フォースの委員は、10 名以上の専門家より成り、14 名の

専門家を超えないこととする。」

決定 52/IX

2012年7月27日に、委員会は、シリア・アラブ共和国の状況に関するステートメントを採択した(本報告書の第I部付録VIIを参照)。

決定 52/X

委員会は、第55回会期の会期前作業部会の委員が、Nicole Ameline, Magalys Aroeha Dominiguez, Violet Tsisiga Awori, Ismat Jahan 及び Victoria Propeseu であることを確認した。

第II章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 第52回女子差別撤廃委員会の最終日である2012年7月27日に、総会によってその決議34/180で採択され、1980年3月1日に、ニューヨークで署名、批准、加入が始まった「女子差別撤廃条約」の締約国は、187か国であった¹。第27条に従って、「条約」は1981年9月3日に発効した。さらに、66の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第20条、パラグラフ1の改正を受け入れた。総計125か国の「条約」締約国が、その規定に従って発効させるために、現在改正を受諾することが必要とされている。

2. 同じ日に、1999年に、決議54/4で総会によって採択され、1999年12月10日にニューヨークで署名、批准、加入が始まった「条約選択議定書」の締約国は104か国あった²。その第16条に従って、「選択議定書」は、2000年12月22日に発効した。

3. 「条約」の状態、「条約」及び「選択議定書」の改正に関する最新情報並びに署名国と締約国のリストと宣言、留保条件、反対意見及びその他の関連情報は、事務総長の寄託機能を果たしている法律問題事務所の条約課によって維持されている国連条約収集のウェブサイト(<http://treaties.un.org>)から閲覧できる。

B. 会期の開会

4. 委員会は、2012年7月9日から27日までニューヨークの国連本部で第52回会期を開催した。委員会は、議事項目5, 6, 7及び8を討議するために19の本会議と11の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第I部付録VIIIに含まれている。

5. 会期は、第1,039回会議で、2012年7月9日に、委員会議長 Silvia Pimentel によって開会された。Charles Fadeliffe 国連人権高等弁務官ニューヨーク事務所の上級人権担当官が、会期開会に当たって委員会で演説した。

C. アジェンダの採択

6. 委員会は、第1,039回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/52/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告

7. 2011年10月24日から28日まで開かれた会期前作業部会の報告書(CEDAW/PSWG/52/1)が、第1,039回会議で委員会議長 Silvia Pimentel より紹介された。

¹ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

² 同上、第2131巻、第20378号。

E. 作業組織

8. 2012年7月9日に、委員会は30周年を記念する行事を開催したが、これには国連上級担当官、国の代表者及び市民社会が出席した。この行事は、委員会議長 Ms. Pimentel によって開会され、Jan Eliasson 国連副事務総長、Michelle Bachelet ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women) 事務局長、Eleonora Menicucci de Oliveira ブラジル女性政策大臣及び Shanthi Dairiam 女性の権利行動監視機構アジア太平洋創始者・理事によるステートメントが含まれた。女性の政治参画とリーダーシップに関するパネル討論が続き、Ivan Simonovic 国連人権高等弁務官ニューヨーク事務所の事務総長補が司会を務め、まとめの言葉も述べた。パネリストには、Rebecca Alitwala Kadaga ウガンダ議会議長、Sapana Pradhan Malla ネパール憲法議会議員及び Souad Triki テュニジア市民社会活動家が含まれた。Ms. Alitwala Kadaga は、Anders B. Johnsson 列国議会同盟事務総長に代わってステートメントも行った。この記念行事のために、委員会は、国連システムの専門機関・基金・計画の代表者との恒例の非公開会議は開催しなかった。

9. 2012年7月9日と16日に、委員会は、第52回委員会に報告した締約国における「条約」の実施について情報を提供した NGO と2つの国内人権機関の代表者との非公式公開会議を開催した。

10. 2012年7月26日に、ニューヨークの女性の地位 NGO 委員会は、バハイ国際共同体からの支援を得て、提案されている第5回世界女性会議と第4回世界女性会議20周年記念(北京+20)並びに地域の婦人の地位委員会に関連したプロセスを強化する活動に関して委員会にブリーフィングを行った。

11. 2012年7月20日に、委員会は、ジョン・ホプキンス大学の「保護プロジェクト」と協力して、女性の人身取引と売春を目的とする女性の搾取及び「条約」第6条に関する意見交換パネル討論を開催した。以下の人たちが討論に参加した: Mohamed Mattar ジョン・ホプキンス大学「保護プロジェクト」事務局長、「保護プロジェクト」のその他の参加者、Denise Scotto 「世界法律戦略」弁護士・政策顧問、Julie Tanner クリスチャン・ブラザーズ投資サービスの「社会的に責任ある投資」事務局長補、Silvia Pimentel 委員会議長及び Naela Gabr 委員会委員。

12. 2012年7月23日に、委員会は、Kamala Chandrakirana 法律と慣行における女性差別作業部会議長及び Eleonora Zielinska 作業部会委員と会合を開いた。両人は、昨年にもわたる作業部会の活動について委員会に説明した。討議された問題には、委員会の活動と作業部会の活動との間の重複を避け、一般討論の日への参加と委員会の一般勧告へのインプットの提供を含め、密接な調整と相互に補強し合う活動を確保する必要性が含まれた。

13. 委員会は、委員会30周年に当たってトルコ政府が開催国となる2012年11月1日と2日のイスタンブールでの会議のための暫定的作業計画も討議した。

E. 委員会委員

14. Meriem Belmiboub-Zerdani と Indira Jaising を除いて、委員全員が第52回会期に出席した。Magalys Arocha Dominguez は、会期の始め2日間は出席しなかった。

第III章: 第51回委員会と第52回委員会との間に行われた活動に関する議長報告

15. 第1,039回会議で、議長は、第52回会議以来行ってきた活動に関する報告書を提出した。

第IV章: 「条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討

16. 第52回会期で、委員会は、「条約」第18条の下で提出された8か国の報告書: ブルガリアの第4回から第7回までの合同定期報告書、グアテマラの第7回と8回の合同定期報告書、インドネシアの第6回と7回の合同定期報告書、ジャマイカの第6回から7回までの合同定期報告書、メキシコの第7回と8回の合同定期報告書、ニュージーランドの第7回定期報告書及びサモアの第4回と5回の合同定期報

告書を検討した。

17. 委員会は、検討されたそれぞれの報告書に関して総括所見を準備した。総括所見は、以下に示されるシンボルの下で、国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)を通して閲覧できる:

バハマ	(CEDAW/C/BHS/CO/1-5)
ブルガリア	(CEDAW/C/BGR/CO/4-7)
ガイアナ	(CEDAW/C/GUY/CO/7-8)
インドネシア	(CEDAW/C/IDN/CO/6-7)
ジャマイカ	(CEDAW/C/JAM/CO/6-7)
メキシコ	(CEDAW/C/MEX/CO/7-8)
ニュージーランド	(CEDAW/C/NZL/CO/7)
サモア	(CEDAW/C/WSM/CO/4-5)

総括所見に関連するフォローアップ手続き

18. 委員会は、第 52 回会期で、総括所見のフォローアップに関する報告者の報告書を採択し、以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

マダガスカル	(CEDAW/C/MDG/CO/5/Add.1)
モンゴル	(CEDAW/C/MNG/CO/7/Add.1)
ルワンダ	(CEDAW/C/RWA/CO/6/Add.1)
ウルグアイ	(CEDAW/C/URY/CO/7/Add.1)

締約国のフォローアップ報告書と委員会の回答は、上に示されたシンボルの下で、国連公式文書システム(<http://documents.un.org/>)を通して閲覧できる。

19. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に第一回督促状も送った: ボツワナ、エジプト、ハイティ、リビア、マラウィ、パナマ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン及びイエメン。

20. フォローアップに関する報告者は、委員会が送った督促状にもかかわらずフォローアップ報告書を提出しなかったナイジェリアとトゥヴァルの代表者と会合を開いた。

第 V 章: 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

21. 「条約」の「選択議定書」の第 12 条は、委員会が、「条約」第 21 条の下での年次報告書に、「選択議定書」の下での活動の概要を含めるものとすることを規定している。

A. 「選択議定書」の第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

22. 2012 年 7 月 23 日に、委員会は、「選択議定書」の下での活動を討議した。

23. 委員会は、第 23 回会期に関する「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した(本報告書の第 I 部付録 IX を参照)。

24. 委員会は、通報第 32/2011 号(*Isatou Jallow 対ブルガリア事件*)に関して行動を取り、コンセンサスでこの通報に関する見解を採択した。通報第 32/2011 号に関する見解は、シンボル CEDAW/C/52/D/32/2011 の下で、国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)を通して閲覧できる。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

25. 第 52 回会期では、特定のフォローアップ行動は行われなかった。

C. 「選択議定書」の第8条の下で生じる問題に関して委員会によって取られた行動

26. 2012年7月25日に、委員会は、「選択議定書」の第8条の下での調査を確立することを決定した(調査第2011/11号)。委員会は、登録されている2つの追加の調査の要請を受けた(調査第2011/4号と第2012/1号)。委員会は、新たな調査の要請に関連するタスク・フォースの委員も明らかにした。

27. 委員会は、調査を行うための方法論を決定し、「選択議定書」の第8条の下での調査に関する手続きの既存の規則を見直す緊急の必要性を討議した。委員会による討議のために、Pramila Patten と Dubravka Simonovic によって文書が提出された。委員会は、事務局に、標準の運営手続き、「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での新しい作業部会の設立または既存の通報作業部会の拡大、追加の会議日程、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の請願調査課からの支援、スタッフ配置の資金と予算の問題(例えば年間に行われる訪問の数)のみならず、調査第2011/2号,第2011/3号,第2011/4号及び第2012/1号の要請の詳細な概要を法的分析と結論と共に第53回会期のために準備するよう要請した

28. 委員会は、調査第2011/2号に関連して情報源からの追加の情報を要請する書簡を送ることも決定した。

第VI章: 委員会の作業を加速する方法と手段

29. 第52回会期中に、委員会は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する偽⁶項目7を検討した。

議事項目7の下で委員会が取った行動

委員会の作業方法の強化

30. 作業方法に関する作業部会は、国別報告者による国別説明メモを標準化するためのテンプレート案を改訂するために、会期中に会合を開いた。テンプレートとこれに対応する決定は、2012年7月24日に、委員会によって採択された。委員会は、テンプレートが、国別報告者の作業を促進し、調和させ、国別説明メモの首尾一貫性を確保する際に助けとなるツールとして役立つものと決定した。テンプレートが、柔軟にモデルとして利用され、それぞれのメモの内容がそれぞれの国別報告者の指示の範囲内にあることが理解された。作業部会は、第53回会期で対処されるその他の問題も討議した。

31. 2012年7月19日に、委員会は、人権条約部の以下の人々と会合を開いた: Ibrahim Salama 部長、Wan-Hea Lee, フォーカス課のグループ長及び Paulo David 能力開発・調和課課長。討議は、人権条約機関の強化に関する国連人権高等弁務官報告書と人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)のプロセスと意味合いに関する委員会への最新情報に述べられている主要な提案の見直しを含め、条約機関の強化に関する最近の発展を中心とした。

32. 2012年7月26日に、議長は、特にアディスアベバ・ガイドラインに関して、アディスアベバで6月25日から26日まで開催された人権条約機関の第24回議長会議に関して委員会に説明した。ガイドラインに関する討議に続いて、委員会は、この点に関する決議を採択した(本報告書第I部付録IVを参照)。

33. 委員会は、翻訳のために文書を提出する期限に応えるために、総括所見案に関するコメントを定期要する時間が不十分であることを懸念して、総括所見の採択も討議した。第53回会期で、さらにこの問題を討議することが決定された。

34. 事務局は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する報告書を提出し、全委員会委員に配布した。

委員会の今後の会期の日程

35. 会議カレンダーに従って、委員会の第53回会期と関連する会議の日程が以下のように確認された:

(a) 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会の第24回会期: 2012年9月25-28日。

(b)第 53 回会期: 2012 年 10 月 1-19 日、ジュネーブ。

(c)第 55 回会期のための会期前作業部会: 2012 年 10 月 22-25 日(2012 年 10 月 26 日は国連の公式休日)

委員会の今後の会期で検討される報告書

36. 委員会は、第 53 回・54 回会期で、以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 53 回会期: コモロ、チリ、赤道ギニア、セルビア、トーゴ、トルクメニスタン

第 54 回会期: アンゴラ、オーストリア、キプロス、ギリシャ、ハンガリー、パキスタンソロモン諸島(報告書不在で)

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

37. 第 52 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

婚姻・家族関係及び離婚の経済的結果に関する一般勧告

38. 作業部会は会期中に会合を開き、委員会は本会議で一般勧告案の見直しと仕上げを継続した。テキストは、委員会の第 53 回会期で採択する目的で、委員会の第 52 回会中に翻訳のためにと移出されることが合意された。

有害な慣行に関する合同一般勧告

39. 女子差別撤廃委員会/子どもの権利委員会の合同作業部会は、会期中に国連子ども基金と会合を開き、有害な慣行に関する一般勧告の下でのいくつかの実体的テーマに関する一般勧告案作成が始まった。

紛争及び紛争後の状況にある女性に関する一般勧告

40. 作業部会は会期中に会合を開いたが、本会議での討議は行われなかった。作業部会議長である Pramila Patten は、最近の発展に関して委員会に説明した。作業部会は、UN-Women と OHCHR と協力して、紛争と紛争後の状況にある女性の人権に関連する問題に関するインプットを勧めるために、様々な地域協議会を開催した。地域協議会は、バンコック、アディスアベバ、グアテマラ市及びイスタンブールで、会期間に開催された。作業部会の委員も、UN-Women と様々な市民社会団体後援の女性の人権、武器取引条約及び「条約」に関する 2012 年や 7 月 20 日のパネル討論及国連スイス代表部が開催した一般勧告案に関する 2012 年 7 月 24 日のラウンドテーブル討論に参加した。

司法へのアクセスに関する一般勧告

41. 作業部会は、会期中に会合を開き、コメントを求めて改訂概念メモが作業部会に配布された。作業部会は、概念メモ、一般討論の日程、一般勧告作成のための時間枠及び一般勧告実施に関する地域協議会に関して、OHCHR、UN-Women 及び国連開発計画とも会合を開いた。概念メモが第 53 回会議での委員会による支持のために作業部会によって検討されることが期待されている。一般討論の日程が、第 54 回会期のために暫定的に計画されている。

亡命と無国籍の状況でのジェンダー平等に関する作業部会

42. 作業部会は、一般勧告案に関して会期間に作業を行い、さらにこれに磨きをかけるために、会期中にも会合を開いた。一般勧告は、第 54 回会期で委員会によって採択されることが期待されている。

農山漁村女性に関する作業部会

43. 作業部会は、概念メモに関して会期間に作業を行い、これを仕上げるために会期中に会合を開いた。作業部会が第 53 回会期での委員会による支持を求めて概念メモを討議することが期待されている。一般

-Haylock 国連食糧農業機関の上級連絡担当官と農山漁村女性に関する一般勧告の支援、一般討論の日程及び地域協議会の可能性を討議するために会合を開いた。

気候変動と自然災害に関する作業部会

44. 2012年7月26日に、委員会は、亡命、無国籍、自然災害に関する作業部会を2つの作業部会---1つは亡命と無国籍、もう一つは気候変動と自然災害をカバーする---に分割することを決定した。気候変動と自然災害に関する作業部会は、一般勧告に関する作業は、委員会が別途定めない限り、会期間に行われるという理解で、気候変動と自然災害に関する一般勧告の作成に責任を持つ。

教育権に関する作業部会

45. 2012年7月26日に、委員会は、一般勧告に関する作業は、委員会が別途定めない限り、会期間に行われるとの理解で、この点での一般勧告を作成するために、教育権に関する作業部会を設立することを決定した。

第VIII章: 第53回会期のための暫定アジェンダ

46. 委員会は、2012年7月27日の第1,068回会議で第53回会期のための暫定アジェンダ案を検討し、その会期のための以下の暫定アジェンダを承認した:

1. 会期開会
2. アジェンダと作業組織の採択
3. 委員会の第52回会期と53回会期の間に行われた活動についての議長の報告
4. 「女子差別撤廃条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の検討
5. 「女子差別撤廃条約」第18条の下で締約国によって提出された報告書の総括所見のフォローアップ
6. 「女子差別撤廃条約」の第21条と22条の実施
7. 委員会の作業を加速する方法と手段
8. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での委員会の活動
9. 委員会の第54回会期のための暫定アジェンダ
10. 第53回会期に関する委員会報告書の採択

第IX章: 報告書の採択

47. 委員会は、2012年7月27日に、第52回会期の報告書案と付録を検討し、討議中に、高等での改訂通りこれを採択した。

付録I: 決定52/I 武器取引条約のテキストにジェンダーの視点の必要性に関する女子差別撤廃委員会のステートメント

2012年7月24日採択

女子差別撤廃委員会は、「女子差別撤廃条約」の「前文」(「条約」)が、女性の実体的平等の享受を妨げる武力紛争に関連する特別な要因を強調していることを想起し、全面・完全軍縮の必要性を繰り返す述べる。

委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力が、男性と同等に権利と自由を享受する女性の能力を著しく妨げる一形態の差別であることを想起する。「条約」は、女性に、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的またはその他の分野で、男性と同等に、すべての人権と基本的自由の承認、享受、行使を保証している。

委員会は、国連での法的に拘束力のある武器取引条約を交渉する国際的努力を歓迎し、武器取引が、

平和、安全保障及びジェンダー平等を強化し、開発を確保しようとする努力の包括的意味合いで、明確なジェンダーの側面をもち、女性差別及びジェンダーに基づく暴力に直接つながっていることを想起する。委員会は、女性が武力によるジェンダーに基づく暴力によって不相応に影響を受けているので、武器、特に違法な武器の国際取引のジェンダー化されたインパクトの可能性を認めるよう加盟国に要請する。紛争の状況であろうと、紛争後の状況であろうと、合法的取引から外れた武器を含め、通常兵器、特に小火器は、紛争関連の性暴力の被害者として、DVの被害者として、また、抵抗運動における保護者または行為者としても、女性に直接的または間接的影響を与えることがある。紛争時には、女性は、ますます恣意的殺害、拷問及び切断から性暴力とジェンダーに基づく暴力に至るまで、様々な形態の暴力と虐待の故意による標的とされたり、これらを受けたりしており、こういった形態の暴力が、敵対が終わった後でさえも根強く続いている。武器と弾薬の拡散は、こういった残虐行為を永続化し、促進している。

紛争中の女性の人権侵害と取り組み、紛争後の再建と政策策定への参画を推進するために、行動は、紛争とあらゆる形態の暴力の防止を中心としなければならない。そのような紛争防止には、既存の、しばしば違法な小火器の出回りの適切な管理のみならず、厳格で効果的な武器取引の規制が含まれる。

委員会は、武器取引条約が、単に武器取引の手続き上の許可を中心とするものでないことを要請する。強力な武器取引条約は、その主たる目的が、より持続可能な安定した安全保障セクターの開発に貢献するために、武器と弾薬の拡散と違法な取引によって引き起こされる特に女性と子どもの人間の苦しみの防止でなければならない。

委員会は、武器管理と国際取引の制限を通して、強姦及びその他の形態の性暴力を含め、女性に対するジェンダーに基づく暴力を防止する文言が、武器取引条約のすべての3つの部分、つまり、前文、目的と目標及び基準のセクションに含まれることを要請する。

付録 II: 決定 52/II 国別報告者の役割の強化と国別説明メモ・テンプレートの採択

国別報告者の役割の強化と国別報告者説明メモのためのテンプレートの開発に関する決定 50/II に従って、委員会は、この補遺に添付されているテンプレート案の見直しに基づいて、テンプレートが国別報告者の作業を促進し、調和させるツールとして役立ち、国別説明メモの首尾一貫性を確保する際に助けとなるとの理解で、これを支持している。テンプレートが柔軟にモデルとして利用され、それぞれのメモの内容が国別報告者たちの指示の範囲内にあることもさらに理解されている。

補遺: 国別報告者のための説明メモ・テンプレート

女子差別撤廃委員会[XX]会期、[日付、場所]
[国名]に関する説明メモ³
国別報告者[氏名]⁴

I. 序論⁵

1. 初回報告書か、定期報告書か、期限内に提出されたかまたはそうでないかを示せ。
2. 「条約」に留保条件があるかないか、締約国が第 20 条の改正を受諾しているか否かを示せ。
3. 締約国が「選択議定書」を批准/加入しているか否かを示せ。
4. 報告書が国別報告書の準備について何か述べているか、それが政府によって支持されたものかどうかを示せ。例えば: 市民社会がプロセスに参加したか? 国の議会がそれについて相談を受けたか?
5. 報告書は、前回の委員会の総括所見の実施について伝えているか?

³ この説明メモは 8 頁を超えてはならない。

⁴ A/67/38、決定 50/II を参照。

⁵ 締約国に向けた 他の条約機関、特別報告者、普遍的定期的レビューの勧告に関する情報は、事務局によって準備された背景メモの中で提供されている。

6. 締約国における「条約」/「選択議定書」の可視性はどうか?
7. 代替情報を受け取ったかどうかを示し、できれば、専門家に何か特別の提出物を示せ。

II. 一般情報

1. 基本データ: 人口、民族グループ、宗教、公式言語。関連人口学的傾向も示せ、例えば、人口のかなりの減少。
2. 政治制度と現在の政治状況の手短な説明と分析(紛争中の国であるかまたは紛争後の状況にあるのか? 最近選挙は行われたかまたは近い将来に行われるのか?)といった問題を強調せよ。
3. 締約国の経済・社会開発の手短な説明。国の現在の経済状況は?

III. 良好な側面 (前回の総括所見以来の定期報告書)

最近制定された法律、政策、プログラムのような委員会が締約国を祝したいと思うような、締約国で女性の平等の前身における顕著な発展を示せ(報告書の前回の検討以来)。ブーリット・ポイントを使用せよ。

IV. 重要な問題領域

定期報告書: 優先問題が明らかにされている条項のみに対処せよ。

関連する場合には、委員会の以前の勧告の実施の欠如も示されたい。

初回報告書: 条項ごとに問題に対処せよ。関連条項のサブタイトルを変更したいと思うかもしれない。

できれば、対話中に提起すべき質問を示せ。

ブーリット・ポイントを使用し、できるだけ出典と頁番号を示されたい。

第I部(第1条から6条まで)

(a)差別の定義、平等の原則、法的苦情メカニズム

問題は以下に関連しているかも知れない(以下に限るわけではない):

・「条約」との関連で国内法の調和。「条約」が国内法より優位であるか? 国内法/市民法に対する慣習法の地位は? 「条約」の効果的実施に与えるそのインパクトは?

・「条約」の第1条に従った女性差別の定義、女性差別の禁止と締約国の法律への女性と男性との間の平等の原則の組み入れ。

・差別法、法的規定及び慣行の根強さ。

・十分な数の裁判所と資格のある司法職員を含めた女性がアクセスできる効果的な法的苦情メカニズムの存在。事件数と「条約」が裁判所で頼りにされているかどうかを示せ。司法が独立しているか、または刑事責任免除が法律を超えてはびこっているか? 伝統的/非正規司法メカニズムの利用についてはどうか? それらは女性に足して差別的であるか? この点で、女性の権利を推進し、保護し、実現するために、締約国は相当の注意義務をもって行動しているかどうかを示せ。

(b)女性/国内本部機構の地位の向上

問題は以下に関連しているかも知れない(以下だけに家具られるわけではない):

・女性の地位向上のための国内本部機構が十分に資金提供され、スタッフが配置されているかどうか、意思決定能力と権威があるかどうかを示してもらいたい。女性の地位向上のための国内戦略はあるか? 締約国のすべての政策とプログラムへのジェンダーの視点の包摂にどの程度効果的に影響を及ぼしているか? 閣僚の地位にあるか? 地方レベルでの調整についてはどうか?

・女性の地位向上のために、政治的・社会的・経済的・文化的分野でどのような型の措置が取られてきたか?

(c)一時的特別措置

問題は以下に関連しているかも知れない(いかに限られるわけではないが):

・事実上の平等の促進を目的とした一時的特別措置は実施されているか? どの分野で? 一時的特別措置の利用は、その当初の目的に対して評価されているか? その成果は何か?

(d)ステレオタイプ/有害な慣行

問題は、以下に関連しているかも知れない(以下に限るわけではないが):

・社会と家庭で、男女はどのような役割を果たすよう期待されているか? 男女の間の社会的文化的行動のパターンとステレオタイプを修正するためにどのような型の措置が取られているか? 男女は、教科書またはメディアでステレオタイプ化されているか?

・関連する場合には、有害な慣行の根強さ、有害な慣行を禁止する法律の不在、有害な慣行についての意識を高める市民社会行為者との協力を示されたい。

(e)女性に対する暴力

問題は以下に関連しているかも知れない(いかに限るわけではないが):

- ・DVを含めた女性に対する暴力を防止し、これと闘うための法律が制定されているか?
- ・暴力被害者と加害者に対する有罪判決の数。
- ・暴力を防止し、被害者を保護し、加害者と協力するどのような実際の措置が取られているか?

(f)人身取引と売春の搾取

問題は以下に関連しているかも知れない(以下に限られるわけではないが):

- ・人身取引に関する包括的法律、そのメカニズム機関、国内戦略/国茄子行動計画はあるか?
- ・売春は合法化? もし売春が非合法で犯罪であるならば、売春婦も顧客も訴追を受けるのか? 売春が合法であるならば、売春婦を搾取から保護する制裁は存在するのか?
- ・あらゆる形態の女性の人身取引と売春の搾取を抑制するどのような措置が取られているのか? 売春の搾取と女性の人身取引を撤廃することへの傷害はあるか? 締約国は、人身取引の女性被害者をリハビリし、社会に統合することを目的とする措置を取っているか? 人身取引女性被害者のためのシェルターの数を示されたい。人身取引者に対して裁判所に行くことを受諾している人身取引被害者のための保護プログラムはあるか? 人身取引された国に留まることが許されているか?

第II部(第7条から9条まで)

(a)公的・政治的生活と意思決定への参画

問題には以下に関連しているかも知れない(以下に限られるわけではないが):

・議会における女性の割合。政党の党員の何割が女性か? どういう地位を占めているか? 地方的にも全国的にも、公職に立候補する女性の割合は? 女性は男性と同等に公職に立候補する資格があるか? 議会の女性の数を確保するためにクォータ制を含め、一時的特別措置が取られているか? 無料のデイ・ケア・サービスのよう、女性が政治の場に積極的に参加する手助けとなる政府の奨励策はあるか?

- ・政府、また行政機関・公的機関の意思決定の地位における女性の割合/数は?
- ・継続中の和平プロセスの場合、女性は交渉にかかわっているか? どのレベルで?

・国際レベルで、締約国の高官代表である女性の割合は? 女性を外交官勤務にまたは国際官僚の地位に応募するよう奨励するプログラムはあるか?

- ・裁判所制度における女性の割合は?

- ・民間セクターの意思決定の地位にある女性の割合は?

(b)国籍

問題は以下に関連するかも知れない(いかに限るわけではないが):

・既婚であろうと未婚であろうと、女性は国籍を獲得し、変更または留める男性と同等の権利を有しているか? 父親が締約国の国民でなくても、女性は締約国において子どもにその国籍を伝えることができるか? 女性のこれら権利の行使に影響を及ぼす社会的・文化的・経済的要因は何か?

第 III 部(第 10 条から 14 条)

(a)教育

問題は以下に関連しているかも知れない(いかに限られるわけではないが):

・あらゆるレベルの教育への女兒と女性の平等なアクセスを確保し、女兒が学校に行くことを妨げるかも知れない偏見をなくすための措置が取られているか? 男性と女性の識字率は?

・女兒の落ちこぼれ率は? その主要原因は? 女兒を学校に留め置き、または非正規教育プログラムを通して勉強を継続することができるようにする措置はあるか? 学校における性的虐待やハラスメントは監視されているか?

・伝統的に男性支配であった学習分野に女兒と女性が就学する機会はあるか? 非伝統的学習分野を追求するよう女性を奨励する措置が取られているか?

(b)雇用

問題は以下に関連しているかも知れない(以下に限られるわけではないが):

・例えば男女間の賃金格差をなくすことを目的とする職場での女性差別をなくし、同一労働及び同一価値労働同一報酬及び仕事の同一機会を確保し、水平的・垂直的職業分離をなくす措置の設置。

・正規労働力の女性の割合は? パートタイム労働者・フルタイム労働者全体の何割が女性か? 非正規セクターで働く女性の割合は? 正規・非正規労働セクターで、女性は有償の育児休暇を含め、社会保障及びその他の給付へのアクセスはあるのか?

- ・職場でのセクハラは法律で禁止されているか? 苦情メカニズムを女性は利用できるか?

(c)保健

問題は以下に関連しているかも知れない(以下に限られるわけではないが):

・女性が保健ケア・サービスにアクセスする際に直面する障害をなくすためにどんな措置が取られているか? そのようなサービスへの女性の時宜を得た料金が手頃なアクセスを確保するためにどのような型の措置が取られているか?

・妊娠、お産、出生後の期間に関連して、女性のための支援サービスを確保するために、どんな措置が取られているか? これら措置が妊産婦死亡と罹病一般及び特に脆弱なグループ、地域、地域社会において効果を上げた割合に関する情報はるか?

・避妊法へのアクセス可能性と利用可能性。中絶は非合法/犯罪か? 中絶は行われているか? 中絶のためまたは中絶に関連する死亡/疾病に関する統計は利用できるか? 十代の妊娠の割合。

・HIV/エイズと闘う戦略はあるか? 女性は男性よりも不相応に悪影響を受けているか? 女性に抗レトロウイルス治療及び母子感染防止サービスへのアクセスはあるか?

(d)経済的エンパワーメント/社会的・経済的給付

問題は以下に関連しているかも知れない(以下に限られるわけではないが):

・開発・反貧困戦略が、ジェンダーの視点を統合しているかどうか、女性の特別なニーズに対処しているかどうかを示せ。

・ローン、少額貸付を含めた様々な形態の貸付への女性のアクセスを確保するために、どのような型の措置がつけられているか?

・社会給付及び年金へのアクセスの点で女性は差別に直面しているか?

(e)農山漁村女性

問題には以下が含まれるかも知れない(以下に限られるわけではないが):

・ジェンダーの視点を組み入れている農山漁村開発戦略、保健・教育・雇用・経済開発・意思決定への参画のようなセクターにおける農山漁村女性のための対象を絞った支援はあるか?

・地方・経済会期発計画の立案と実施への農山漁村女性の参画を確保するためにどのような型の措置が設置されているか?

・農山漁村女性は、財産と土地を所有し、相続できるか? 貸付及びその他の形態の支援に平等なアクセスの可能性はあるか?

・農山漁村女性のニーズを考慮に入れた住居、下水処理、電気及び水の供給に関連する特別規定はあるか?

(f)不利な立場にある女性グループ

このセクションの下での問題は、以下のような多様な(セクション間の)差別を受けている女性に関連している:

・貧困女性

・民族及びその他のマイノリティ女性

・移動女性

・高齢女性

・障害を持つ女性

・難民・亡命女性等

第IV部(第15条と16条)

(a)婚姻と家族関係における平等

問題は以下に関連しているかも知れない(以下だけに限られるわけではないが):

・家族関係は、民法、宗教法、慣習法またはこれらの組み合わせで決められているのか? 女性はこれらの方の下で、男性と同等に扱われているか?

・民法、宗教法及び慣習法の下で、どのような型または形態の家族(婚姻、内縁関係、パートナーシップ等)が存在するのか? それらは国家によって認められているか?

・女性は配偶者を選ぶ男性と同じ権利を有しているか? 婚姻年齢は男女で同じか? 一夫多妻は法律で認められているか?

・離婚、子どもの後見、財産分割、扶養給付に関連する問題: 法律はどう規定しているか? 実際にはどうということが起こるか? 契約を締結し、財産を管理する法的能力に関して、女性は法の下で正式に男性と平等に扱われているか? 同じ根拠で男女に離婚が認められるか?

付録 III: 決定 52/IV 「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関するモダリティと手続き

「選択議定書」第8条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

委員会は、「選択議定書」の第8条の下でのその作業と調査手続きの下でその手続きを扱う委員会の手続き規則の適用を討議した。

登録され、予備検討の下にあるかまたは確立された6件の調査に関する手続き規則(規則第77号、78

号、79号及び第80号)の適用に関連する問題と規則第82(3)に従って、本会議中に詳細な検討を行うための時間の欠如に関する問題に関する討議に基づいて、委員会は、調査の予備評価を扱う作業部会の設立を要求することを決定している。

委員会は、事務局が、(a)調査に関する2つの別箇の作業部会を設立する、(b)委員会の手続き規則(規則第77号、78号、79号、82号及び第83号)の首尾一貫した提要进行を確保するために必要な支援とサーヴィスを得て、「条約」の「選択議定書」の下での現在の「通報作業部会」のマンデートを延長するという作業部会の2つの提案されている選択肢に関して委員会本会議で準備され、討議された2つの内部文書に基づいて、作業部会の今後の作業のモダリティに関する背景文書を準備することを要請している。二つの選択肢は、規則第84号、85号、86号、87号及び第88号に沿って、指名された委員による調査の確立と実行、及び調査に関連して事務総長によって提供される追加の会議時間を含め、追加のスタッフと施設の支援の必要性に関して、規則第84号の点で委員会の作業を検討するべきである。

委員会は、規則第79号に従って提出された情報の概要の作成と機密性に関する規則第80号を尊重して、規則第78号の下での委員会委員へのこの情報の提供が含まれている規則第78号に従って、委員会の注意を引いた情報の永久登録の確立を事務総長が保障すること要請している。

付録 IV: 決定 52/V 人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドラインに関する決議

2012年7月27日にコンセンサスで採択

女子差別撤廃委員会は、

人権条約機関の委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)を検討し、

この点で、その作業のための人権条約機関の議長会議に感謝を表明し、

委員会は、人権条約機関委員の独立性と公平性及び独自の手続きの問題として、条約機関の自治を強く支持することを述べ、

この問題に関する委員会の長年の手続き規則、決定及び慣行を想起し、アディスアベバ・ガイドラインが、委員会の既存の手続き規則、決定及び慣行を大きく反映していることに留意し、

アディスアベバ・ガイドラインに書かれている提案を継続して討議しつつ、ガイドラインを原則として支持する。

付録 V: 決定 52/VI 亡命、無国籍及び自然災害に関する一般勧告の作成に責任を有する作業部会を2つの別々の作業部会に分割

2012年7月16日と25日に開催された亡命と無国籍に関する一般勧告に関する作業部会の2つの会議に続いて、委員会が、亡命と無国籍の問題を自然災害と無国籍の問題から切り離し、2つの個々の一般勧告を作成することを決定することが提案されている。

決定

仕上げるために作業部会によって承認され、全委員会委員に配布された2012年7月19日の亡命と無国籍に関する一般勧告案は、亡命と無国籍の問題をカバーする。作業部会は、委員会の作業におけるその重要性和緊急性を仮定して、一つは亡命と無国籍の状況におけるジェンダー平等をカバーし、もう一つは気候変動と自然災害をカバーする2つの別箇の一般勧告を作成することを提案している。これは、できるだけ早く、または遅くとも2013年2月の委員会の会期で採択される、亡命と無国籍の状況でのジェンダー平等に関する一般勧告のための手続きを早めるであろう。気候変動と自然災害に関する一般勧告に関する作業は、短期間で一般勧告を作成して採択することが可能となるので、委員会の作業

計画中にも継続するべきである。この点での概念メモ案が間もなく配布されるであろう。

付録 VI: 決定 52/VII 教育権に関する作業部会の設立

委員会は、この点での一般勧告を確立する目的で、Barbara Bailey を議長として、教育権に関する作業部会を設立することを決定した。作業部会で仕事をすることに興味のある委員会委員は、事務局にその関心を示すこととすることも決定された。委員会は、一般勧告に関する作業が、委員会が別途定めない限り、会期間に行われることをさらに決定した。

付録 VII: 決定 52/IX シリア・アラブ共和国の状況に関する女子差別撤廃委員会ステートメント

2012年7月27日採択

女子差別撤廃委員会は、武力紛争のために、シリア・アラブ共和国の女性の状況について深い懸念を表明する。

委員会は、民間人、特に女性に重大な悪影響を及ぼしているシリア・アラブ共和国での暴力の即時終結を求め、シリア・アラブ共和国の女性との完全な連帯と支援を表明する。

委員会は、国際社会によって提供されている人道支援を支持し、その強化を要請する。委員会は、あらゆる形態の女性に対する暴力を明らかにする目的で、すべてのミッションにジェンダー専門家を緊急に任命するよう国連諸機関に要請する。

委員会は、人権と人道法の国際的に認められた原則、規範、基準、特に普遍的人権の不可譲・不可侵・不可分の部分である女性の人権を尊重するよう、現紛争にかかわっているすべての当事者に要請する。

特に委員会は、生命・安全・安全保障への権利を含めたすべての女性の権利及び保健と緊急医療ケアへのアクセスを尊重し、武力紛争中のジェンダーに基づく暴力を防止するようにも、現紛争にかかわっているすべての当事者に要請する。

付録 VIII: 第 52 回会期で委員会に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/52/1	暫定アジェンダと注釈
CEDAW/C/52/2	委員会の作業を促進する方法と手段に関する事務局メモ
CEDAW/C/52/3	国連教育科学文化機関報告書
CEDAW/C/52/4	国際労働機関報告書
締約国報告書	
CEDAW/C/BHS/4	バハマの初回・第2回・3回・4回合同定期報告書
CEDAW/C/BHS/5	バハマ第5回定期報告書
CEDAW/C/BGR/4-7	ブルガリア第4回・5回・6回・7回合同定期報告書
CEDAW/C/GUY/7-8	ガイアナ第7回・8回合同定期報告書
CEDAW/C/IDN/6-7	インドネシア第6回・7回合同定期報告書
CEDAW/C/JAM/6-7	ジャマイカ第6回・7回合同定期報告書
CEDAW/C/MEX/7-8	メキシコ第7回・8回合同定期報告書
CEDAW/C/NZL/7	ニュージーランド第7回定期報告書
CEDAW/C/WSM/4-5	サモア第4回・5回合同定期報告書

付録 IX: 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での第 23 回通報作業部会報告書

1. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2012 年 6 月 5 日と 6 日に、ニューヨークで第 23 回会期を開催した。全委員がこの会期に出席した。
2. 会期の初めに、作業部会は、本報告書の補遺に書かれているように、そのアジェンダを採択した。
3. 第 23 回会期で、作業部会は、前会期以来、委員会事務局が受け取った新しい通信の最新情報を検討した。作業部会は、第 20 回会期で作業部会が要請した通り、通信を 5 つのカテゴリーに分けた表のみならず、2011 年 12 月 5 日から 2012 年 6 月 11 日までに受け取りまたは処理された通信の表の提出を受けた。会期間に、2 つの新しい通報が登録され、そのうちの 1 つには暫定的保護措置の要請が含まれており、それが認められたことも留意された。
4. 作業部会は、いくつかの未登録の通信も検討した。オーストラリアに対する通報に関しては、**Pramila Patten** がその提出物を調べた後で、事務局が追加の書簡を送ることを決定した。ドイツに対する通信に関しては、事務局が、通報を扱っている人権理事会のチームと連絡を取り、その手続きによって取られた行動に関して、作業部会に伝えるよう要請された。情報を受け取り次第、事務局は、その通信が、調査手続きによってよりよく対処されるかどうかを調べるよう要請された。ロシア連邦に対する通信に関しては、作業部会は、「選択議定書」の第 4 条パラグラフ 2(a)の下での要件を説明するよう、通信主に追加の書簡が送られることを要請した。
5. 作業部会は、登録されていない通信であることを反映する表の欄を変え、さらなる行動が必要かどうか、事務局が通信主から追加の情報を要請したかどうかを明確にするよう事務局に要請した。
6. 会期中に、作業部会は、未決の登録されている通信の状態を検討し、それぞれについて討議した。
7. 作業部会は、通報第 29/2011 号に関連する許容性、通報第 32/2011 の許容性とメリットに関して 2 つの勧告案を討議した。
8. 作業部会は、フォローアップ手続き、特に通報第 22/2009 号に関連して、通報主の匿名性に関する問題を討議した。作業部会は、フォローアップ手続きのある提出物の内容に関して情報を提供するよう事務局に要請した。
9. 作業部会は、通報第 37/2012 号に関連して、暫定措置の要請を討議し、事件報告者は、要請できる暫定措置の型とそれを要請する理由とに関して具体的な提案を提供するよう要請された。
10. 作業部会は、委員会が、メリットとは別に事件の許容性を検討するという、通報第 37/2012 に関連する締約国の要請を討議し、その要請を認めることに決定した。
11. 作業部会は、委員会事務局と共にニューヨークからジュネーブ(請願ユニット)に移動する P-4 のポストが広告されたことに留意した。

取られた行動

12. 第 23 回会期で、作業部会は以下を決定した:

(a) 通報第 32/2011 号の許容性とメリットに関連する勧告を採択すること。

(b) 法律を含む脚注がどうして翻訳されなかったのかに関して明確化を求め、もし必要ならば当事者からの明確化を求めるために、第 24 回会期への通報第 29/2011 号の許容性に関連して勧告の採択を延期すること。

(c) 第 24 回会期のために、通報第 31/2011 号に関連して勧告案を準備すること。

(d) 第 24 回会期のために、通報第 35/2011 号に関連して勧告案を準備すること。

(e)第 24 回会期のために、事件の許容性をメリットとは別に検討するようとの締約国の要請を作業部会が認めた通報第 38/2012 号に関連して、勧告案を準備すること。

(f)通報第 33/2011 の予備討議のために物語案を準備すること。

(g)新しい通報第 40/2012 号(林陽子)と第 41/2013(Olinda bareiro-Bobadilla)のための事件報告者を任命すること。

(h)「条約」の治外法権の効果に関する背景文書を準備するよう事務局に要請すること。

(i)友好的定住に関する背景文書を準備するよう事務局に要請すること。

(j)2 つの未登録の通信に関して追加の書簡が送られ、事務局が通報を扱っている人権理事会チームと連絡を取り、その手続きによって取られた行動に関して作業部会に伝えることを要請すること。

(k)事務局のメモで引用されている学術資料を「選択議定書」エキストラネットにアップロードするよう事務局に要請すること。

(l)通報第 37/2012 号の事件報告者に、要請できる暫定措置の型とそれらを要請する理由に関する提案を提供するよう要請すること。

(m)通報主と被害者の匿名性の遵守に関して、通報第 22/2009 号の締約国に口頭メモを送るよう事務局に要請すること。

(n)フォローアップ手続きで、ある当事国の提出物の内容に関する情報を提供するよう事務局に要請すること。

(o)当事国の提出物の概要を含め、フォローアップ手続きに関する情報を準備するよう事務局に要請すること。

(p)フォローアップ手続きに関する実体的討議を第 24 回会期まで延期すること。

13. その会期間作業と内部作業手法に関して、作業部会は以下を決定した:

(a)第 24 回会期で、事件の終了のためのモダリティを含め、見解のフォローアップに関して詳細に討議すること。

(b)事務局のメモで規定されているように、未登録の通信のカテゴリーを修正し、明確化すること。

14. 作業部会は、通報第 32/2011 号の許容性とメリットに関連する勧告を委員会の検討と決定のために提出した。

15. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2012 年 9 月 25 日から 28 日までジュネーブで第 24 回会期を開催する。

補遺: 作業部会第 23 回会期のアジェンダ

1. アジェンダと作業組織の採択
2. 前回会期以来行われた手段と活動の見直し
3. 登録された新しい通報と新報告者の任命
4. 採択の準備ができていない事件の討議
5. 中断する事件

6. 通報に関する最新情報
7. 見解のフォローアップに関する最新情報
8. 見解のフォローアップを含めた作業方法に関する討議
9. 第 23 回作業部会報告書の採択

第 II 部: 第 53 回女子差別撤廃委員会報告書(2012 年 10 月 1-19 日)

第 I 章: 「女子差別撤廃条約」の締約国の注意を引いた問題

決定 53/I

委員会は、調査の要請第 2012/1 号に関連するタスク・フォースを担当する委員会委員として、Olinda Bareiro-Bobadilla と Patricia Schulz を指名することを決定した。

決定 53/II

委員会は、Dubravka Simonovic と Pramila Patten が、調査の要請第 2011/4 号に関連するタスク・フォースを担当する委員会委員であることを確認した。

決定 53/III

委員会は、「アディスアベバ・ガイドライン」を徹底的に調べ、ガイドラインのどの要素が委員会の手続き規則と作業方法に組み入れられるかを評価するという任務を、作業方法作業部会に委託することを決定した。

決定 53/IV

委員会は、2012 年 10 月 17 日の農山漁村女性に関する概念メモを支持した。

決定 53/V

委員会は、司法へのアクセスに関する概念メモを支持し、第 54 回会期でこの点での半日の一般討論を開催することを決定した。

決定 53/VI

2012 年 10 月 19 日に、委員会は、女兒の教育への権利保護に関するステートメントを採択した(本報告書第 II 部付録 I を参照)。

決定 53/VII

2012 年 10 月 19 日に、委員会は、北部マリの女性と女兒の状況に関するステートメントを採択した(本報告書の第 II 部付録 II を参照)。

第 II 章: 組織上及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 女子差別撤廃委員会の第 53 回会期の最終日の 2012 年 10 月 19 日に、決議 34/180 で総会によって採択され、1980 年 3 月 1 日にニューヨークで、署名・批准・加入が始まった「女子差別撤廃条約」の締約国は 187 か国であった。第 27 条に従って、「条約」は 1981 年 9 月 3 日に発効した。さらに、66 の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の改正を受諾していた。総計 125 の「条

約」の締約国が、その規定に従って改正を発効させるために、現在改正を受諾することを求められている。

2. 同日現在、決議 54/4 で総会によって採択され、1999 年 12 月 10 日にニューヨークで署名・批准・加入が始まった「条約」の「選択議定書」の締約国は 104 か国であった。第 16 条に従って、「選択議定書」は、2000 年 12 月 22 日に発効した。

3. 「条約」、「条約」の改正及び「選択議定書」の状態に関する最新情報並びに署名国・締約国のリスト及び宣言・留保条件・反対意見・その他の関連情報は、事務総長の寄託機能を果たしている法律問題事務所の条約課によって維持されている国連条約集のウェブサイト(<http://treaties.un.org>)より閲覧できる。

B. 会期の開会

4. 委員会は、2012 年 10 月 1-19 日にジュネーヴの国連事務所でその第 63 回会期を開催した。委員会は、本会議を 18 回開催し、議事項目 5, 6, 7 及び 8 を討議するために 20 回会議を開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第 II 部付録 III に含まれている。

5. 会期は、第 1,069 回会議で、2013 年 10 月 1 日に、議長 Silvia Pimentel によって開会された。国連人権高等弁務官 Navenethem Pillay が会期開会に当たって委員会に向けて演説した。

C. アジェンダの採択

6. 委員会は、第 1,069 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/53/1)を採択した。

D. 会期前作業部会報告書

7. 2012 年 3 月 5-9 日に会合を開いた会期前作業部会の報告書(CEDAW/PSWG/53/1)が、第 1,069 回会議で、Ms. Pimentel によって紹介された。

E. 作業組織

8. 2012 年 10 月 1 日に、委員会は、他の政府間機関のみならず、国連システムの専門機関・基金・計画の代表者との非公開会議を開催したが、この間に、これら機関は、「条約」の実施を支援するために払った努力に関する情報のみならず、国別情報も提供した。

9. 2012 年 10 月 1 日と 8 日に、委員会は、第 53 回会期で委員会に報告する締約国における「条約」の実施に関する情報を提供した NGO の代表と非公式の公開会議を開催した。

10. 2012 年 10 月 3 日に、委員会は、紛争と紛争後の状況にある女性、平和維持の状況での性的搾取と人身取引に対する取組及び武器取引条約の交渉に関する委員会のステートメントのフォローアップに関する委員会の一般勧告の作成を討議するために、婦人国際平和自由連盟の Madeleine Rees と世界 YMCA 同盟の Nyaradzai Cumbonzvanda と会合を開催した。

11. 2012 年 10 月 8 日に、委員会は、人権高等弁務官事務所先住民族・マイノリティ課の Claire Charters と会合を開き、先住民族の権利に関する専門家メカニズムに関する説明を受けた。

12. 2012 年 10 月 16 日に、委員会は、個人通報手続きと条約機関制度の強化に重点を置いている人権委員会と会合を開いた。

13. 2012 年 10 月 17 日に、委員会は、ステークホルダーとのかかわりの強化と「条約」の可視性の向上を討議し、「条約」と「選択議定書」の実施の全体像、委員会の作業方法、条約機関強化の状況での課題を討議するために、締約国との非公式の会合を開いた。74 の締約国が、この会議に出席した。

14. 2012 年 10 月 18 日に、委員会は、国連人権高等弁務官事務所と国際フランス語圏団体らかの支援を得て、各国、国連システムの機関及び市民社会団体からの 130 名を超える代表者が出席した 30 周年行事

を開催した。この行事は、康京和国連人権副高等弁務官、Ridha Bouabidbh 国際フランス語圏団体国連代表部大使、Zainab Hawa Bangura 紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表、Michel Forst ハイティの人権状況に関する独立専門家及び Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者を含めた高官発言者とパネリストを特徴とした。Nicole Ameline と Pramila Patten もパネリストとして参加し、Ms. Pimentel が、議長として開会演説を行った。パネルは、フランス語圏アフリカの紛争及び紛争後の状況の女性の権利を中心とした。

15. 委員会は、委員会の 30 周年に当たって、トルコ政府がホスト国を務めた 2012 年 9 月 1 日から 3 日までのイスタンブールでの会議のための暫定プログラムを討議した。

F. 委員会委員

16. Indira Jaising を除く全委員が、第 23 回会期に出席した。Victoria Popescu は、会期の最初の一週間は欠席であった。その任期を示す委員会委員のリストは、本報告書の第 II 部付録 IV に含まれている。

第 III 章: 第 52 回委員会と 53 回委員会の間に行われた活動に関する議長報告書

17. 第 1,069 回会議で、Ms. Pimentel 議長は、委員会の第 52 回会期以来行った活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」の第 18 条の下で締約国が提出した報告書の検討

18. 第 53 回会期で、委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された以下の 5 か国の締約国の報告書を検討した: チリの第 5 回・6 回合同定期報告書、コモロの初回から第 4 回合同定期報告書、赤道ギニアの第 6 回定期報告書、トーゴの第 6 回・7 回合同定期報告書、トルクメニスタンの第 3 回・4 回合同定期報告書。

19. 委員会は、検討された報告書のそれぞれに関する総括所見を採択した。総括所見は、以下のシンボルの下で、国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)から閲覧できる:

チリ	(CEDAW/C/CHL/Co/5-6)
コモロ	(CEDAW/C/COM/Co/1-4)
赤道ギニア	(CEDAW/C/GNO/CO/6)
トーゴ	(CEDAW/C/TGO/Co/6-7)
トルクメニスタン	(CEDAW/C/TKM/CO/3-4)

20. セルビアの第 2 回・3 回合同定期報告書の検討も第 53 回会期で予定されていることが留意された。2012 年 9 月 11 日に、セルビア政府は、その報告書の検討の延期を要請した。従って、委員会は、セルビアの第 2 回・3 回合同定期報告書の検討を延期することを決定した。

総括所見に関連するフォローアップ手続き

21. 委員会は、以下の締約国から受け取ったフォローアップ報告書を検討した:

フィジー	(CEDAW/C/FJI/CO/4/Add.1)
オランダ	(CEDAW/C/NLD/CO/5/Add.1)

両締約国のフォローアップ報告書及び委員会の回答は、上記シンボルの下で、国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)から閲覧できる。

22. 委員会は、提出期限の過ぎているフォローアップ報告書を求めて、パプアニューギニアに第一回督促状を、ラオ人民民主主義共和国に第 2 回督促状を送付した。

23. フォローアップに関する報告者 Barbara Bailey は、委員会が送付した督促状にもかかわらず、フォ

ローアップ報告書を提出しなかったブータン、リベリア、イエーメンの代表に会議への招待状を送付した。フォローアップに関する報告者は、イエーメンの代表と会合を開いた。

第 V 章: 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

24. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の第 12 条は、委員会は、その年次報告書に、「選択議定書」の下で行われた活動の概要を含めることとすると規定している。

A. 「選択議定書」の第 2 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

25. 委員会は、2012 年 10 月 12 日、15 日及び 18 日に、「選択議定書」の下での活動を討議した。

26. 委員会は、第 24 回会期に関する「選択議定書」の下での通報作業部会の報告書を支持した(本報告書第 II 部付録 VI を参照)。

27. 委員会は、通報第 31/2011 号(*V.P. 対ブルガリア事件*)及び第 38/2012 号(*Jignesh Shir 対英国事件*)に関して決議し、通報第 31/2011 号に関する決定及び通報第 38/2012 号に関する非許容性の決定を、それぞれコンセンサスで採択した。委員会は、通報第 29/2011 号 (*M.S. 対スペイン事件*)の調査も開始し、締約国のみならず通報主からの明確化を求めるために、「選択議定書」の下での通報作業部会に差し戻すことを決定した。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

28. それぞれの報告者は、通報第 17/2008 号(*Alyne Pimentel 対ブラジル事件*)、第 20/2008 号(*F.K. 対ブルガリア事件*)、第 22/2009 号(*C.P. 対ペルー事件*)及び第 23/2009 号(*Irina Volchay 対ベラルーシ事件*)のフォローアップに関係する情報を委員会に提供した。委員会は、これら事件のフォローアップ対話を継続することを決定した。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関して委員会が取った行動

29. 委員会は、調査の方法論に関連して事務局が準備した文書、つまり、背景メモ、標準の運営手続き及び「重大かつ組織的」の最低基準に関する参考文書を討議した。委員会は、第 54 回会期でこれら文書をさらに討議することを調査に関するタスク・フォースに委託することを決定した。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

30. 第 53 回会期中に、委員会は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する議事項目 7 を検討した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

委員会作業方法の強化

31. 委員会は、人権高等弁務官事務所の人権条約部が準備した実施チャートを含め、条約機関強化に関する国連人権高等弁務官の報告書に含まれている提案の討議を継続した。委員会は、アディスアベバ・ガイドラインの検討も継続し、委員会の手続き規則に関連要素を組み入れることを目的として、徹底的にガイドラインを見直すことを作業方法に関する作業部会に委託した。

32. 委員会は、その作業を促進する方法と手段に関して事務局が準備した報告書を検討し、委員会の作業にとってのその有効性に留意した。

34. 2012 年 10 月 16 日に、委員会は、個人通報手続きと人権条約機関の強化に重点を置いている人権委員会と会合を開いた。

35. 2012 年 10 月 17 日に、委員会は、条約の締約国との非公開会議を開催し、締約国の 74 名の代表者

が出席した。この会議は、ステークホルダーとのかかわりの強化と「条約」の可視性の向上並びに「条約」と「選択議定書」の実施に重点を置いた。

委員会の今後の会期の日程

36. 会議カレンダーに従って、委員会の第 54 回・55 回会期と関連する会議の以下の日程が確認された：

- (a) 第 54 回会期: 2013 年 2 月 11 日-3 月 1 日、ジュネーブ
- (b) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第 25 回会期: 2013 年 3 月 2-4 日
- (c) 第 56 回会期のための会期前作業部会: 2013 年 3 月 4-8 日
- (d) 「選択議定書」の下での通報作業部会の第 26 回会期: (これから確認)
- (e) 第 55 回会期: 2013 年 7 月 8-26 日(ニューヨークまたはジュネーブ)
- (f) 第 57 回会期のための会期前作業部会: 2013 年 7 月 29 日-8 月 2 日

委員会の今後の会期で検討される報告書

37. 委員会は、第 54 回・55 回会期で、いかに列挙されている締約国の報告書を検討することを確認した。

第 54 回会期:

アンゴラ、オーストリア、キプロス、ギリシャ、ハンガリー、パキスタン、ソロモン諸島(報告書不在のまま)、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、

第 55 回会期:

アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、セルビア、英国

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

38. 第 53 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

婚姻・家族関係及び離婚の経済的結果に関する一般勧告

39. 委員会は、婚姻・家族関係・離婚の経済的結果に関する一般勧告案の検討を継続した。作業部会も、会期中に、一般勧告案をさらに改訂するために会議を開いた。委員会は、一般勧告の採択を優先し、促進することで合意した。第 54 回会期での採択のためにそれを委員会に提出する目的で、2012 年 11 月にトルコのイスタンブールで開催された特別記念会議で一般勧告案の検討を継続することが合意された。

有害な慣行に関する合同一般勧告

40. 女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会の合同作業部会は、会期中に会議を開き、一般勧告案に関する実体的問題を検討した。合同作業部会委員は、2013 年 10 月に開催される第 56 回会期での予想される採択を含め、一般勧告を作成する際の前進の道に関して合意した。この問題に関して、本会議での討議はなかった。

紛争及び紛争後の状況の女性に関する一般勧告

41. 作業部会は、会期中に、一般勧告案を討議するために会議を開いた。本会議での討議はなかった。

司法へのアクセスに関する一般勧告

42. 作業部会は、委員会に概念メモを提出した。委員会は、その概念メモを支持し、第 54 回会期中に司法へのアクセスに関する半日の一般討論を開催することを決定した。

亡命と無国籍の状況でのジェンダー平等に関する作業部会

43. 作業部会は、会期中に、会期間に提供されるコメントを要請して、改訂され、本会議に配布される一般勧告案に関する作業を継続するために会議を開いた。

農山漁村女性に関する作業部会

44. 作業部会によって会期間に準備された概念メモが、2012 年 10 月 17 日に委員会によって支持された。委員会は、第 55 回会期のために、農山漁村女性に関する半日の一般討論を暫定的に計画することを決定した。作業部会は、農山漁村女性に関する一般勧告、一般討論の日及び地域協議会の可能性への支援を討議するために、国連食糧農業機関の上級連絡担当官 Sharon Brennen-Haylock と会期間に協力を継続する。

気候変動と自然災害に関する作業部会

45. 気候変動と自然災害に関する作業部会は、一般勧告作成作業が、委員会が別途定めない限り、会期間に行われるとの理解下で、気候変動と自然災害に関する一般勧告を作成する責任を有する。

教育権に関する作業部会

46. 2012 年 10 月 9 日に、委員会は、教育権に関する紹介メモを支持した。委員会が、一般勧告作成作業は、委員会が別途定めない限り会期間に行われるとの理解の下で、この点に関する一般勧告を作成するために、第 52 回会期で教育権に関する作業部会を設立することに決定したことが留意された。

第 VIII 章: 第 54 回会期暫定アジェンダ

47. 委員会は、2012 年 10 月 19 日に、第 54 回会期の暫定アジェンダ案を検討し、その会期のための以下の暫定アジェンダを承認した:

1. 会期開会
2. アジェンダと作業組織の採択
3. 委員会第 53 回会期と 54 回会期の間に行われた活動に関する議長報告
4. 「女子差別撤廃条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討
5. 「女子差別撤廃条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の総括所見のフォローアップ
6. 「女子差別撤廃条約」第 21 条と 22 条の実施
7. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での委員会の活動
8. 委員会の第 55 回会期の暫定アジェンダ
9. 第 54 回会期に関する委員会報告書の採択

第 IX 章: 報告書の採択

48. 委員会は、2012 年 10 月 19 日に、第 53 回会期とアジェンダに関する報告案を検討し、討議中に口頭で修正の報告案を採択した。

付録 I: 決定 53/VI 女児の教育への権利保護に関する女子差別撤廃委員会ステートメント

2012年10月19日採択

教育への女児と女性の権利は、「女子差別撤廃条約」の下での締約国の中心的責務である。この責務は、「条約」の第2条と10条及び「ミレニアム開発目標」と「ダカール行動枠組」⁶のようなその他の国際人権文書に述べられている。

教育への女児と女性の権利に関する一見世界的コンセンサスにもかかわらず、また、非識字人口が世界的に縮小しているにもかかわらず、非識字は、特に世界のある地域で、継続して女性化した現象である。2009年に、小学校年齢の3,500万人の女児と中学校レベルの3,700万人の女児が、学校に通っていない。時が経つにつれて、こういった傾向の結果として、基本的な識字技術を欠いていると報告されている7億9,300万人の成人のうち、5億800万人(66%)が女性である。

従って、委員会は、14歳の女生徒 Malala Yousafzai が、女児の教育への権利を呼びかけている間に、パキスタンの北西部の前線で残酷な攻撃を受け、撃たれ、「条約」の第2条(a)と第10条(b)を守る際に、この基本的人権の主張と享受においてある女児が直面する極端な危険を鋭く指摘している最近のパキスタンでの出来事に驚愕している。Mala は現在、英国の病院で生き延びようと闘っており、それもほかならず、彼女がゆるぎない立場をとり、この重要な問題に関して勇敢にも声を上げるほどに大胆であったためである。委員会は、女児の教育のための青年提唱者としての前例を見ない Malala の役割を認め、パキスタン政府が、2011年に国の平和賞を彼女に授与したことに留意する。

女児の教育への権利と同様の差別と危険を経験しているその他の数えきれない数の女児の教育への権利に関する Malala とその学友たちのアクティヴィズムは、教育の分野での無料のアクセスと選択肢から女児を妨げる問題の核心、つまり、現状を維持し、特に教育の分野と労働力において男性の特権を永続化するために結びついている伝統的利益と動機に役立つ家父長制の根強さに対する深い理解を反映している。

委員会は、そのような暴力行為を非難し、罰し、世界のあらゆる地域で女児が教育へのその基本的人権を享受できることを保障するために、家父長的障害と根深いジェンダー・ステレオタイプを破壊することを含め、あらゆる必要な行動を継続して取るよう、締約国に要請する。

付録 II: 決定 53/VII マリ北部の女性と女児の状況に関する女子差別撤廃委員会ステートメント

2012年10月19日採択

1. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2012年9月25-28日に、ジュネーブで第24回会期を開催した。
2. 会期の初めに、作業部会は、本報告書の補遺に書かれているアジェンダを採択した。
3. それから作業部会は、事務局が準備した通り(通信を6つのカテゴリーに分類した表のみならず、2012年7月11日から9月21日までに受け取り、処理された通信を反映する表)、前会期以来受け取った新しい通信に関する最新情報を検討した⁷。
4. 作業部会は、いくつかの未登録の通信を検討した。作業部会は、4つの事件を登録し、締約国にその通信を伝えることを決定し、2つの事件では、委員会は、保護の暫定措置の要請を出すことを決定した。事務局は、その主張を支持して、通信主からさらなる明確化と文書化を求めるべきであり、「条約」の規定の下でその主張をより実体化するよう通信主に求めるべきである。ドイツに対する一つの通信に関し

⁶ 国連教育科学文化機関、2000年4月26-28日、セネガル、ダカール、世界教育フォーラム最終報告書(パリ、2000年)を参照。

⁷ 作業部会は、第24回会期の表に、6番目のカテゴリー「(f)その他」を含めることを決定した。

ては、事務局はさらなる明確化を進め、次回会期で作業部会に伝えるべきである。ロシア連邦に関連する2つの通信に関しては、作業部会は、「選択議定書」の(a)第4条パラグラフ2(c)の要件を説明する書簡を通信主に送り、(b)残る事件では、通信主に送られた督促状を送ることを事務局に要請した。オーストラリアとニュージーランド両国に関連する通報では、事務局はファクトシートを送り、その主張を支持して、通報主から明確化を求めるべきである。

5. 作業部会は、未登録の通信の内容を概説する表に、通信主/申し立てられた被害者が相談の上で代表されているのかどうかに関する情報を組織的に含めるよう事務局に要請した。作業部会は、未登録の事件に関連する当事者から追加の情報を要請する時に(特別に)、明確な期限を設けるようにも事務局に求めた。

6. 第24回会期中に、作業部会は、「選択議定書」の下で登録された個々の通報すべての状態も検討し、一つ一つに関して討議した。事件第24/2009号に関しては、事務局は、作業部会が欧州人権裁判所の決定のコピーを必要としている相談の明確化と決定のコピーを入手するために欧州人権裁判所の登録所への連絡を求められた。事件第37/2012号の締約国の分割の要請に関しては、作業部会はその要請を受け入れ、事務局に第26回会期のための許容性に関する決定案を準備するよう求めることを決定した。作業部会は、2つの事件(第33/2012号と35/2012号)の予備討議も行った。

7. さらに、作業部会は、3つの勧告案を討議した。通報第29/2011号に関連する最初の勧告案(許容性とメリット)の討議後に、作業部会は、この事件の複雑性に鑑みて、これを本会議に移すことを決定した。委員は、3名という過半数がそのままの案(違反なし)を選んだのに対し、残る2名の委員は違反ありとする意見に賛成する状態で、提案される結果に関して意見が分かれたことが留意されるべきである。通報第38/2012号の許容性に関するもう一つの勧告案が調べられ、作業部会は、国内の救済策を尽くしていないという根拠で、本会議が非許容と宣言することを勧告することを満場一致で決定した。作業部会は、通報31/2011号に関連する許容性とメリットに関する勧告案も討議した。作業部会は、この事件には違反ありと本会議に勧告することを満場一致で決定した。

8. 作業部会は、内部作業方法と個人通報に関するフォローアップ・モダリティも討議した。作業部会は、それぞれの事件のフォローアップ状況を討議し、取るべき可能な行動と委員会本会議の注意を引くべき行動を決定した。事務局は、委員会の第53回会期のためにそれぞれのフォローアップ報告者が提案しているように、本会議による討議のためのそれぞれの事件の評価を含む表を準備するであろう。見解のフォローアップに関する共同報告者任命の問題も提起された。

本会期で取られた行動

9. 作業部会は、以下を決定した:

(a)違反なしとする案を3名の委員が支持し、2名の委員会が違反ありを選んだ通報第29/2011号の許容性とメリットに関連する勧告を本会議に移すこと。

(b)通報第31/2011号の勧告(違反)を採択すること。

(c)通報第38/2011号の勧告(非許容性)を採択すること。

(d)通報第33/2012号と40/2012号に関する作業部会の第25回会期のための勧告案を準備すること。

(e)通報第32/2012号に関連して締約国の分割の要請を受け入れること。

(f)4つの新しい通報を登録し、通報第42/2012号(事件報告者として Mr. Bruun を任命)、第43/2012号(事件報告者として Ms. Simonovic を任命)、第44/2012号(Mr. Bruun を事件報告者に任命)、第45/2012号(Ms. Patten を事件報告者に任命)の通報主からの明確化を求めること。

(g)「選択議定書」エキストラネットに、継続して事務局によるメモに引用された学術資料をアップロードし、要請通り、専門家のコピーを閲覧できるようにすることを事務局に要請すること。

(h)締約国による提出物の概要を含め、フォローアップ手続きに関する情報を準備するよう事務局に要

請すること。

(i)個人の事件のフォローアップに関してペルー国連代表部の代表との会合を取り決めるよう事務局に要請すること⁸。

10. 会期間作業と内部作業方法に関連して、作業部会は、事件の終了のためのモダリティを含め、第 25 回会期中に追求された見解のフォローアップのためのモダリティを討議することを決定した。

11. 作業部会は、委員会の検討と決定のために以下の問題を提出した：

(a)通報の第 29/2011 号(作業部会の過半数が侵害なしとの結論を選択肢、2 名委員が反対意見であったので、合意が見られず、ガイダンス/調査を求めて本会議に移すことが決定された侵害なしの見解案)、第 31/2011 号(侵害)及び第 38/2012 号(非許容性)に関連する 3 つの勧告

(b)おそらく第 53 回会期での討議の可能性に委員会の注意を引くノン・ルフールマン事件における「条約」の治外法権に関する報告書

12. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2013 年 3 月 4-7 日に、ジュネーブで第 55 回会期を開催することを決定した。

補遺：作業部会第 24 回会期のアジェンダ

1. アジェンダと作業組織の採択
2. 前会期以来行われた手段と活動の見直し
3. 登録された新しい通報と新報告者の任命：作業部会の第 23 回会期以来登録された新しい事件はない
4. 採択の準備ができていない事件に関する討議と予備討議
5. 通報の最新情報
6. 見解のフォローアップに関する最新情報
7. 見解のフォローアップを含めた祖業方法に関する討議
8. 第 24 回会期に関する作業部会報告書の採択

第 III 部：第 54 回会期に関する女子差別撤廃委員会報告書(2013 年 2 月 11 日-3 月 1 日)

第 I 章：「女子差別撤廃条約」に締約国の注意を引いた問題

決定 54/I

2013 年 2 月 11 日に、委員会は、委員会議長として、Nicole Ameline を選出した。

⁸ 会合は、2012 年 10 月 9 日に開催された。Dubravka Simonovic, Olinda Bareiro-Bobadilla, 及び Magalys Arocha Dominguez が、Hubert Wieand Conroy 大臣、ジュネーブ国連事務所ペルー代表部次席大使及び二等書記官と会った。委員会委員は、締約国の代表にフォローアップ手続きを説明し、締約国が、事件第 22/2009 号、*L.C. 対ペルー事件*の委員会の勧告を実施できなかったと述べた。締約国の当局が公的領域にある提出物の中で、苦情申立人とその母親の指名を用いていることも述べられた。適切に補償を受ける必要性と心理的支援と学習の可能性を申し出る必要性のみならず、この事件の被害者の特別な状況が強調された。事件第 17/2008 号、*Pimentel 対ブラジル事件*のブラジル側の回答も、好事例を例証する問題として締約国代表の注意を引いた。フォローアップを含めた条約機関の個人通報を扱う権限を与えられた特別機関を創設し、そこで条約機関の勧告に関連する機能的法律を制定する必要性も討議された。締約国の代表は、提供されたフォローアップ回答が不十分であることを認め、首都がこの問題を捉え、委員会にすぐに報告することを委員会に約束した。対話が率直で建設的な質のものであることもある。

決定 54/II

2013年2月11日に、委員会は、残る委員会役員、つまり、Ismt Jahan を副議長に、Violet Neubauer を副議長に、Pramila Patten を副議長に、Barbara Bailey を報告者に選出した。

決定 54/III

委員会は、「選択議定書」の下での通報作業部会委員、つまり Olinda Bareiro-Bobadilla, Nikias Briim, 林陽子、Pramila Patten 及び Dubravka Simonovic を確認した。

決定 54/IV

委員会は、以下の通り、第 56 回会期のための会期前作業部会委員を確認した: Barbara Bailey, Meriem Belmihoub-Zerdani, Violet Neubauer, Maria Helena Lopes de Jesus Pires 及び Patricia Sculz。

決定 54/V

2013年2月26日に、委員会は、「条約」第 16 条に関する一般勧告を採択した(婚姻・家族関係・離婚の経済的結果)。(本報告書第 III 部付録 I を参照)

決定 54/VI

委員会は、その総括所見に含まれるいくつかの標準的パラグラフを短縮し、合併させることを決定した。

決定 54/VII

委員会は、それぞれ 2013 年 7 月と 10 月の第 54 回と 55 回会期をカバーする試験期間中に、締約国との対話の公開ウェブキャスティングを認め、試験期間以降もウェブキャスティングを継続するかどうかを決めるために、第 56 回会期末にインターネット評価を行うことを決定した。委員会は、「委員会は必要ならば、『条約』第 18 条の下で委員会に報告している締約国がかかわっている手続きの映像作成または録音に同意することを求めることとする」という規則 2、パラグラフ 3 の二番目の文を削除することにより、これに従って手続き規則を訂正することを決定した。

決定 54/VIII

委員会は、人権条約機関の第 24 回議長会議で採択された人権条約機関委員の独立性と公平性に関するガイドライン(アディスアベバ・ガイドライン)を手続き則に組み入れることを決定した(本報告書第 III 部付録 II を参照)。

決定 54/IX

2013年2月26日に、委員会は、総括所見のフォローアップ手続きの方法論を改訂し(本報告書第 III 部付録 III を参照)、付録 III の補遺に含まれているように、手続きの下での報告書の提出に関する、締約国とその他のステークホルダーのための情報を含む文書を採択した。

決定 54/X

委員会は、「選択議定書」第 8 条の下で調査を行うための標準運用手続きを含む内部文書を承認した。

決定 54/XI

2013年3月1日に、委員会は、2014年からさらに年間5日間追加の会議を開き、「選択議定書」第 8 条の下で受け取った情報を作業部会が調べることができるように、「選択議定書」の下での通報作業部会(「選択議定書」に関する作業部会と改名される予定)のために必要な資金を提供し、年間会議時間の要請

された追加の 5 日間の間に、委員数を 5 名から 7 名に増やすことを総会に要請する決議を含む決定を採択した(本報告書第 III 部付録 IV を参照)。

決定 54/XII

2013 年 3 月 1 日に、委員会は、2014 年からニューヨークの国連本部で年次会期の 1 つを開催できるようにするために必要な資金を提供し、会期中に事務局から適切で実体的な支援を提供されることを保障するよう総会に要請する決議を含む決定を採択した(本報告書第 III 部付録 V を参照)。

決定 54/XIII

「条約」の第 20 条パラグラフ 2 に従って、委員会は、2014 年以降、年次会期の一つがニューヨークの国連本部が開催されることを決定した。

決定 54/XIV

2013 年 3 月 1 日に、委員会は、国連人権条約機関の強化に関する国連人権高等弁務官報告書に関するステートメントを採択した(本報告書第 III 部付録 VI を参照)。

決定 54/XV

委員会は、第 56 回会期で、農山漁村女性に関する半日の一般討論を開催することを決定した。

決定 54/XVI

委員会は、第 54 回会期から、各会期後にウェブサイトにもそれらをポストすることによって、会期に関する報告書を公表することを決定した。

決定 54/XVII

女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会との有害な慣行に関する合同作業部会は、現委員 Ayse Feride Acar, Barbara Bailey, Naela Gabr, Violeta Neubauer(議長)、Dubravka Simonovic 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Noor Al-Jeltani, Dalia Leinarte 及び Theodora Nwankwo を含めるために拡大された。

決定 54/XVIII

紛争防止、紛争及び紛争後の状況にある女性に関する作業部会は、現委員 Nicole Ameline, Meriem Belmihoub-Zerdani, Niklas Bruun, Ismat Jahan, Pramila Patten (議長)及び Maria Helena Lopes de Jesus Pires に加えて、Nahila Haidar, Theodora Nwankwo 及び Biancamaria Pomeranzi を含めるために拡大された。

決定 54/XIX

司法へのアクセスに関する作業部会は、現委員の Ayse Feride Acar, Barbara Bailey, Meriem Belmihoub-Zerdani, Olinda Bareiro-Bobadilla, Ruth Halperin-Kaddari, Pramila Patten, Silvia Pimentel(議長)、Dubravka Simonovic 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Hilary Gbedemah をて組めるために拡大された。

決定 54/XX

作業方法に関する作業部会は、現委員 Barbara Bailey, Ruth Halperin-Kaddari, Violeta Neubauer, Maria Helena Lopes de Jesus Pires, Patricia Schultz (議長)及び Xiaoqiao Zou に加えて、Nahla Haidar, Dalia Leinarte 及び Biancamaria Pomeranzi を含めるために拡大された。

決定 54/XXI

難民の地位、亡命、無国籍に関する作業部会は、現委員林陽子(議長)、Ismat Jahan 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Noor Al-Jahani 及び Nahla Haidar を含めるために拡大された。

決定 54/XXII

教育権に関する作業部会は、現委員 Barbara Bailey(議長)、Naela Gabr, Maria Helena Lopes de Jesus Pires, 及び Xiaoqiao Zou に加えて、Noor Al-Jehani 及び Hilary Gbedemah を含めるために拡大された。

決定 54/XXIII

調査タスクフォースは、現委員 Olinda Bareiro-Bobadilla, Niklas Druun, Barbara Bailey, Ruth Halperin-Kaddari, Violeta Neubauer, Pramila Patten, Patricia Schulz 及び dubravka Simonovic に加えて、Nahila Haidar を含めるために拡大された。

決定 54/XXIV

Theodora Nwankwo は、委員会のジェンダーと HIV/エイズ・フォーカル・ポイントに任命された。

第 II 章: 組織及びその他の問題

A. 「条約」と「選択議定書」の締約国

1. 女子差別撤廃委員会の第 54 回会期最終日の 2013 年 3 月 1 日に、決議 34/180 で総会によって採択され、1980 年 3 月 1 日にニューヨークで、署名・批准・加入が始まった「女子差別撤廃条約」の締約国は 187 か国であった。第 27 条に従って、「条約」は、1981 年 9 月 3 日に発効した。さらに、68 の締約国が、委員会の会議時間に関する「条約」の第 20 条パラグラフ 1 の改正を受諾していた。総計 125 の「条約」締約国が、現在、その規定に従って、改正を発効させるために、それを受諾することが要請されている。
2. 同日、決議 54/4 で総会によって採択され、1999 年 12 月 10 日にニューヨークで署名・批准・加入が始まった「条約」の「選択議定書」の締約国は 104 か国であった。その第 16 条に従って、「選択議定書」は、2000 年 12 月 22 日に発効した。
3. 署名国、締約国及び宣言、留保条件、反対意見及びその他の関連情報のリストのみならず、「条約」、「条約」の改正及びその「選択議定書」の状態に関する最新情報は、事務総長の寄託機能を果たしている法律問題事務所の条約課によって維持されている国連条約収集のウェブサイト(<http://treaties.un.org>)より閲覧できる。

B. 会期開会

4. 委員会は、2013 年 2 月 11 日から 3 月 1 日まで、ジュネーブの国連事務所で第 54 回会期を開催した。委員会は、21 の本会議を開催し、議事項目 5, 6, 7 及び 8 を討議するために、21 の会議も開催した。委員会に提出された文書のリストは、本報告書の第 III 部付録 VII に含まれている。
5. この会期は、2013 年 2 月 11 日に、委員会の継続する議長 Silvia Pimentel によって開会された。

C. アジェンダの採択

6. 委員会は、第 1,99 回会議で、暫定アジェンダ(CEDAW/C/54/1)を採択した。

D. 会期前作業部会の報告書

7. 2012 年 7 月 31 日から 8 月 3 日まで会合を開いた会期前作業部会の報告書(CEDAW/PSWG/54/1)は、

第 1,099 回会議で、林陽子によって紹介された。

E. 作業組織

8. 2013 年 2 月 11 日に、委員会は、委員会の手続き規則に従って、委員会議長として、Nicole Ameline を選出した。以下の委員も委員会役員として選出された：副議長として Ismat Janan、副議長として Violeta Neubauer、副議長として Pramila Patten、報告者として Barbara Bailey。

9. 2013 年 2 月 11 日に、委員会の以下の新たに選ばれた委員が任務に就き、委員会手続き規則の規則 15 に規定されている通り、厳かに宣言した：Noor Al-Jahani, Hilary Gbedemah, Nahila Haidar, Dalla Leinarte, Theodora Nwankwo 及び Bianeamaria Pomeranzi。

10. 2013 年 2 月 11 日に、委員会は、国連システムの専門機関・基金・計画並びにその他の政府間機関の代表者たちと非公開会議を開催し、その会議中に、これら機関は、「条約」の実施を支援するために払った努力に関する情報のみならず、国別情報も提供した。

11. 2013 年 2 月 11 日と 18 日に、委員会は、第 54 回会期で委員会に報告する締約国における「条約」の実施について情報を提供する NGO の代表者たちと非公式の公開会議を開催した。

F. 委員会委員

12. 全委員が、大 54 回会期に出席した。Ayse Feride Acar と Barbara Bailey は、会期の初日は出席できなかった。Ruth Halperin-Kaddari は、2013 年 2 月 22 日と 3 月 1 日は会期に出席しなかった。任期を示す委員会委員のリストは、本報告書の第 III 部付録 VIII に含まれている。

第 III 章: 委員会第 53 回会期と 54 回会期との間に行われた活動に関する議長報告

13. 第 1,099 回会議で、任期満了となる議長 Silvia Pimentel は、委員会の第 53 回会期以来行った活動に関する報告書を提出した。

第 IV 章: 「条約」第 18 条の下で締約国によって提出された報告書の検討

14. 第 54 回会期で、委員会は、「条約」第 18 条の下で提出された 7 つの締約国の報告書を検討した：アンゴラの第 6 回定期報告書、オーストリアの第 7 回・8 回合同定期報告書、キプロスの第 6 回・7 回合同定期報告書、ギリシャの第 8 回定期報告書、ハンガリーの第 7 回・8 回合同定期報告書、パキスタンの第 4 回定期報告書及び旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国の第 4 回・5 回合同定期報告書。

15. 委員会は、検討された報告書のそれぞれに関して、総括所見を採択した。総括所見は、以下のシンボルの下で、国連の公式文書システム(<http://documents.un.org/>)より閲覧できる：

アンゴラ	(CEDAW/C/AGO/CO/6)
オーストリア	(CEDAW/C/AUT/CO/7-8)
キプロス	(CEDAW/C/CYP/CO/6-7)
ギリシャ	(CEDAW/C/GRC/Co/7)
ハンガリー	(CEDAW/C/HUN/CO/7-8)
パキスタン	(CEDAW/C/PAK/CO/4)
旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国	(CEDAW/C/MKD/CO/4-5)

16. 報告書不在のままでのソロモン諸島の検討も、第 54 回会期で予定されていることも留意されている。ソロモン諸島は、第 54 回会期に先立って、初回から第 3 回までの合同定期報告書を提出したが、報告書の翻訳と会期前作業部会で問題のリストの確立ができるように、検討は第 59 回会期まで延期された。

総括所見に関連するフォローアップ手続き

17. 委員会は、以下の締約国からのフォローアップ報告書を検討した:

ボツワナ	(CEDAW/C/BOT/CO/3/Add.1)
ナイジェリア	(CEDAW/C/NGA/CO/6/Add.1)
ロシア連邦	(CEDAW/C/RUS/Co/7/Add.1)
スイス	(CEDAW/C/CHE/CO/3/Add.1)
東ティモール	(CEDAW/C/TSL/CO/1/Add.1 及び Corr.1)
トルコ	(CEDAW/C/TUR/Co/6/Add.1)
ウクライナ	(CEDAW/C/UKR/CO/7/Add.1)
タンザニア連合共和国	(CEDAW/C/TZA/CO/6/Add.1)

18. 委員会は、フォローアップ報告書の提出期限が過ぎている以下の締約国に 2 回目の督促状を送付した: エジプト、ハイティ、パナマ及びアラブ首長国連邦。

19. 委員会は、さらにブータンとナイジェリアの代表と会うために招待状を送付した。両国とも、委員会を送付した 2 通の督促状にもかかわらず、フォローアップ報告書を提出せず、両国との会合を予定するよう第 53 回会期で委員会を送った書簡にも回答しなかった。第 54 回会期中に、フォローアップに関する報告者は、ブータンの代表と会合を開いた。

第 V 章: 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下で行われた活動

20. 「条約」の「選択議定書」の第 12 条は、委員会は「条約」第 21 条の下でのその年次報告書に、「選択議定書」の下での活動の概要を含めるものとする」と規定している。

A. 「選択議定書」第 2 条の下で生じる問題に関して、委員会が取った行動

21. 第 54 回会期では取られた行動はなかった。

B. 個人通報に関する委員会の見解のフォローアップ

22. 第 54 回会期では取られた行動はなかった。

C. 「選択議定書」第 8 条の下で生じる問題に関連して委員会が取った行動

23. 委員会は、調査実行のための標準運用手続きを含む事務局が準備した内部文書を討議し、承認した。

24. 委員会は、調査第 2010/1 号に関連して、行われた国別訪問に関して説明を受けた。

25. 2013 年 2 月 27 日に、調査第 2011/1 のために委員会によって指名された委員は、その締約国の領土への訪問を行うという要請を繰り返すために、当該締約国の代表と会合を開いた。

26. 追加の提出物が受領されたが、委員会によって討議されなかった。

第 VI 章: 委員会の作業を促進する方法と手段

27. 第 54 回会期中に、委員会は、委員会の作業を促進する方法と手段に関する議事項目 7 を検討した。

議事項目 7 の下で委員会が取った行動

委員会の作業方法の強化

28. 委員会は、条約機関強化に関する国連人権高等弁務官報告書に含まれている提案の討議を継続した。

委員会は、条約機関システムが直面している困難を克服しようとする国連高等弁務官の努力を歓迎するステートメントを採択した(本報告書第 III 部付録 VI を参照)。

29. 委員会は、人権条約機関委員の独立性と公平性に関するアディアスアベバ・ガイドラインをその手続き規則に組み入れることも決定した(本報告書第 III 部付録 II を参照)。

30. 委員会は、締約国との対話のウェブキャスティングを討議し、第 55 回・56 回会期をカバーする試験期間中に、そのようなウェブキャスティングを認めることを決定した。これに従って、委員会は、この期間以降もウェブキャスティングを継続するか否かを決定する評価を行う。

31. 委員会は、作業の可視性を高めるメディア戦略を採択する必要性を討議した。

今後の委員会会期の日程

32. 会議カレンダーに従って、委員会の第 55 回・56 回会期と関連する会議の以下の日程が確認された:

- (a) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 26 回会期: 2013 年 7 月 4-5 日、ジュネーヴ
- (b) 第 55 回会期: 2013 年 7 月 8-26 日、ジュネーヴ
- (c) 第 57 回会期のための会期前作業部会: 2013 年 7 月 29 日-8 月 2 日ジュネーヴ
- (d) 「選択議定書」の下での通報作業部会第 27 回会期: 2013 年 9 月 23-27 日、ジュネーヴ
- (e) 第 56 回会期: 2013 年 9 月 30 日-10 月 18 日、ジュネーヴ
- (f) 第 58 回会期のための会期前作業部会: 2013 年 10 月 21-24 日、ジュネーヴ

今後の委員会会期で検討される報告書

33. 委員会は、第 55 回・56 回会期で以下の締約国の報告書を検討することを確認した:

第 55 回会期: アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、キューバ、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、セルビア、英国

第 56 回会期: アンドラ、ベナン、カンボディア、コロンビア、モルドヴァ共和国、セントヴィンセント・グレナディーン、セイシェル、タジキスタン

第 VII 章: 「条約」第 21 条の実施

34. 第 54 回会期中に、委員会は、「条約」第 21 条の実施に関する議事項目 6 を検討した。

議事項目 6 の下で委員会が取った行動

婚姻・家族関係・離婚の経済的結果に関する一般勧告

35. 2013 年 2 月 26 日に、委員会は、「条約」第 16 条に関する一般勧告第 29 号(婚姻・家族関係・離婚の経済的結果)を採択した(本報告書第 III 部付録 I を参照)。

有害な慣行に関する合同作業部会

36. 女子差別撤廃委員会と子どもの権利委員会との合同作業部会は、未決の問題と国連機関と NGO から一般勧告/コメント案に関して受け取ったコメントを討議するために、第 54 回会期中に電話会議を開催した。

37.

作業部会は、会期中に会合を開いた。

紛争防止・紛争・紛争後の状況の女性に関する作業部会

38. 作業部会議長 Pamila Patten は、本会議で一般勧告案を示し、委員会委員からのコメントを勧めた。

司法へのアクセスに関する一般勧告

39. 作業部会は、会期中に会合を開いた。

40. 2013年2月18日に、委員会は、一般勧告作成の第一段階の一部として、女性と司法へのアクセスに関する半日の一般討論を開催した。討論は、委員会議長 Nicole Ameline によって開会され、この行事を後援した OHCHR(Mona Rishmawi)、UN-Women(Lee Waldorf)及び UNDP(Zanofer Ismalebbe)の司法へのアクセス合同プログラムの代表者による演説が続いた。女性と司法へのアクセスに関する予想される一般勧告が、女性と司法へのアクセスに関する作業部会議長 Silvia Pimentel によって紹介された。以下の7名の基調講演者が、司法にアクセスする際に女性が直面する法的・手続き的・制度的障害、司法にアクセスする際の女性の社会的・経済的・实际的課題及び司法にアクセスする際に不利な立場にある女性グループが直面する課題を探求した: Frances Raday 法律と慣行における女性差別に関する作業部会副議長、Sara Hoain バングラデシュ法的支援サービス・トラスト名誉ディレクター、Wilder Tayler 国際法律家委員会事務総長、Simone Cusack 弁護士・オーストラリア人権委員会上級政策/調査担当官、Magdalena Sepulveda Carmona 極貧と人権に関する特別報告者、Shaheen Dardar Ali 恣意的拘禁に関する作業部会副議長・英国ウォーウィック大学法学部教授及び Karen Vertido「条約」第1条に関連して委員会が第2条(c)、2条(f)及び5条の違反を発見した、「選択議定書」第2条の下で提出された通報の通報主。基調講演者の発言の後で、口頭によるステートメントが以下の締約国によって行われた: デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー及びスウェーデン(合同ステートメント)、アルゼンチン、スイス、オーストラリア、スリランカ、バーレーン、スロヴェニア及びブラジル。さらにステートメントが、国連難民高等弁務官事務所と国際労働機関、13の市民社会団体(国際女性の権利アクション監視機構アジア太平洋、平和のための寡婦、交際障害者同盟、REDRESS 及びアフリカの角女性戦略的イニシアティブ、アムネスティ・インターナショナル、Avocats sans frontières, リプロダクティヴ・ライツ・センター、国際ゲイ・レズビアン人権委員会、戦争・武力紛争防止世界行動、Ban Ying、FIAN インターナショナル、害悪削減インターナショナル及び女性の権利擁護ラテンアメリカ・カリブ海委員会)並びにオーストリア憲法裁判所 Lilian Hofmeister 判事によって行われた。

難民の地位、亡命、無国籍のジェンダー関連の側面に関する作業部会

41. 作業部会議長 Dubravka Simonovic は、本会議で一般勧告案を示し、委員会委員からのコメントを勧めた。

農山漁村女性に関する作業部会

42. 農山漁村女性に関する半日の一般討論が、第56回会期のために予定されている。作業部会は、半日の一般討論を準備するために、Sharon Brennen-Haylock 国連食糧農業機関上級連絡担当官と会期間に協力を継続する。

気候変動と自然災害の状況でのジェンダー平等に関する作業部会

43. 作業部会は会期中に会合を開かなかった。

教育権に関する作業部会

44. 作業部会は会期中に会合を開いた。

作業方法に関する作業部会

45. 作業部会は会期中に会合を開いた。

第 VIII 章: 第 55 回会期の暫定アジェンダ

46. 委員会は、2013 年 3 月 1 日に、第 55 回会期のための暫定アジェンダ案を検討し、その会期のための以下の暫定アジェンダを承認した:

1. 会期開会
2. アジェンダと作業組織の採択
3. 委員会第 54 回会期と 55 回会期の間に行われた活動に関する議長報告
4. 「女子差別撤廃条約」第 18 条の下で締約国により提出された報告書の検討
5. 「女子差別撤廃条約」第 18 条の下で締約国により提出された報告書の総括所見のフォローアップ
6. 「女子差別撤廃条約」第 21 条と 22 条の実施
7. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での委員会の活動
8. 委員会第 56 回会期のための暫定アジェンダ
9. 第 55 回会期に関する委員会報告書の採択

第 IX 章: 報告書の採択

47. 委員会は、2013 年 3 月 1 日に、第 54 回会期に関する報告書案を検討し、討議中に口頭で改訂した通り、それを採択した。

付録 I: 決定 54/IV 「女子差別撤廃条約」第 16 条に関する一般勧告(婚姻・家族関係・離婚の経済的結果)

I. 背景

1. 「世界人権宣言」に述べられているように、家族は社会の基本単位である⁹。家族は社会的・法的概念構成体であり、様々な国々で、宗教的概念構成体である。また、経済的概念構成体でもある。家族市場調査は、家族構造、家庭内の性別役割分業及び家族法が、労働市場構造や労働法と同様に女性の経済的福利に影響を及ぼしていることを確立している。実際、女性はしばしばその家族の経済的富や利益を平等に享受しておらず、普通男性よりも家族の崩壊の経費のより多くを担い、特に子供があり、国家が経済的セーフティネットをほとんどまたは全く提供していない場合には、寡婦に課せられる貧窮状態に取り残されるかも知れない。

2. 家庭内の不平等は、女性差別のすべてのその他の側面の根底にあり、しばしば、イデオロギー、移行、文化の名で正当化されている。締約国の報告書の調査は、多くの国々で、既婚のパートナーの権利と責任が、民法または普通法、宗教法または慣習法及び女性を差別する慣習またはそのような法律と慣習の組み合わせによって定められており、「条約」で定められている原則に従っていないことを明らかにしている。

3. そのような法的取り決めを維持している締約国の多くは、第 2 条及び 16 条のすべてまたは部分に留保条件を付けている。女子差別撤廃委員会は、「条約」の目標及び目的と相容れないので、無効であると考えているこれら留保条件の程度を、懸念を抱いて繰り返し述べてきた。委員会は、首尾一貫して、こ

⁹ 決議 217A(III)、第 16 条(3)。

れら締約国に、その留保条件を撤回し、民法であれ、宗教法であれ、慣習法であれ、民族法またはその組み合わせであれ、その法制度が「条約」一般、特に第 16 条に従っていることを保障するよう要請してきた。

4. 婚姻、離婚、別居及び死亡の女性にとっての経済的結果は、ますます委員会にとって懸念の問題となっている。ある国々で行われた調査は、男性は離婚または別居後に、最小ではないまでも比較的少ない所得の損失を経験するが、多くの女性は家庭所得のかなりの減少を経験し、利用できるところでは社会福祉への依存が増えることを見いだしている。世界中で、母子家庭は貧困に陥る可能性が最も高い。その地位は、必然的に市場経済とその危機、有償労働力への増加する女性の参入と低賃金の職へのその集中、国内及び国家間の根強い所得の不平等、離婚率と事実婚の増加、社会保障制度改革または新しい制度の開始及びとりわけ、女性の貧困の根強さのような世界的発展によって影響を受けている。家庭の経済的福利への女性の貢献にもかかわらず、その経済的劣位はしばしばその扶養家族に対する責任のために、家族関係のあらゆる段階に浸透している。

5. 家庭内での広範囲な経済的取り決めにかかわらず、開発途上国でも、先進国でも、女性は普通家族関係において男性よりも経済的に生活が苦しいという経験を共有しており、そういった関係の解消を求めている。名目上は経済状態を改善するために立案されている社会保障制度も女性を差別するかも知れない。

II. 一般勧告の目的と範囲

6. 「条約」第 16 条は、婚姻の開始時、婚姻中、離婚または死亡によるその解消時に、女性差別の撤廃を規定している。1994 年に、委員会は、第 9 条と 15 条との関連のみならず、第 16 条の多くの側面を詳しく述べる一般勧告第 21 号を採択した。一般勧告第 21 号は、第 16 条(1)(h)が婚姻とその解消の経済的側面に明確に言及していると述べている。本一般勧告は、一般勧告第 21 号、一般勧告第 27 号のようなその他の関連する一般勧告及び委員会の法制に基づくものである。本一般勧告は、「条約」第 1 条に含まれている差別の定義を引き合いに出し、「条約」第 2 条と一般勧告第 28 号の下で要請されている法的・政策的措置を取るよう締約国に要請している。本一般勧告は、登録されたパートナーシップまたは事実婚並びにそのような関係の中で暮らすカップルの数の増加に関する法律を制定した国もあるように、一般勧告第 21 号の採択以来起こっている社会的・法的発展も統合している。

7. 家庭内での平等への女性の資格は、他の人権条約機関の関連一般コメントによって証明されているように、つまり、男女間の平等に関する人権委員会一般コメント第 28 号(特にパラグラフ 23-27)、家族の保護、婚姻の権利、夫婦の平等に関する一般コメント第 19 号及びすべての経済的・社会的文化的権利の享受への男女の平等権に関する経済的・社会的・文化的権利委員会の一般コメント第 16 号(特にパラ 27)及び経済的・社会的・文化的権利の非差別に関する一般コメント第 20 号で普遍的に認められている。北京行動綱領¹⁰及びミレニアム開発目標のような重要な世界的政治文書も、基本原則としての家族の平等に言及している¹¹。

8. 委員会は、女性差別の撤廃には締約国が、実体的で正式の平等を提供することが必要であると首尾一貫して結論づけた。正式の平等は、明らかに女性と男性とを平等に扱うジェンダーに中立的な法律と政策を用いることによって達成されるかも知れない。実体的平等は、締約国が、法律と政策の適用と効果を調べ、女性の不利な立場と排除を考慮に入れて、実際に平等を提供することを保障して初めて達成できる。家族関係の経済的側面に関しては、実体的平等の取組は、教育と雇用における差別、仕事の要件と家庭のニーズとの両立及びジェンダー・ステレオタイプとジェンダー役割が女性の経済的能力に与えるインパクトのような問題に対処しなければならない。

9. 本一般勧告は、家族関係の経済的利益とコストと婚姻解消の経済的結果が男女によって平等に担われる法律上及び事実上の平等体制を達成する際に、締約国のためのガイドとして役立つであろう。本一般

¹⁰ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 II、パラ 61。

¹¹ 決議 55/2 を参照。ミレニアム・プロジェクト目標 3、<http://www.unmillenniumproject.org/goals/index.htm> より閲覧可能も参照。

勧告は、家庭内の経済的平等に関して締約国による「条約」の実施を評価するための規範を確立することになる。

III. 憲法及び法律の枠組

10. いくつかの締約国の憲法上または法律上の枠組みは、未だに個人の地位法(婚姻、離婚、婚姻状態の財産の配分、相続、後見人制度、養子縁組及びその他の問題に関連する)が、差別を禁止する憲法上の規定から除外されていたり、締約国内の民族及び宗教社会に対する個人の地位の問題の決定を留保したりしている。そのような場合には、憲法上の平等な保護規定と反差別規定が慣習的な慣行や宗教法の下で婚姻の差別的影響から女性を保護することはない。締約国の中には、平等な保護と非差別規定を含む憲法を制定しているところもあるが、民法、宗教法、民族的慣習、または法律と慣習の組み合わせによって規定されようと、家族法体制の差別的側面を撤廃するために法律を改正したり、制定したりしていないところもある。これらすべての憲法上・法律上の枠組みは、「条約」第 5 条、15 条及び 16 条との関連で第 2 条に違反していて差別的である。

11. 締約国は、その憲法で、女性と男性との間の平等を保証するべきであり、家族関係に関連して、差別的な法律や慣行を保護し、保存することに役立つ憲法上の例外規定を撤廃するべきである。

多様な家族法制度

12. 締約国の中には、民族性や宗教のようなアイデンティティの要因を根拠に異なった個人の地位法を個人に適用する多様な法制度を有しているところもある。すべてではないが、これら締約国の中には、規定された状況または政党の選択によって適用されるかも知れない民法の法規定を有しているところもある。しかし、国々の中には、個人に、アイデンティティに基づく個人の地位法の適用に関して選択権がないかも知れないところもある。

13. 自国またはコミュニティの法律や慣習に規定されている女性差別に挑戦する自由と同様に、個人が自分の宗教または慣習を守り、行うことを選ぶ自由の程度はさまざまである。

14. 委員会は、アイデンティティに基づく個人の地位法と慣習が、女性差別を永続化し、多様な法制度の保存それ自体が女性差別であるという懸念を首尾一貫して表明してきた。特定の法律及び慣習の適用に関連する個人の選択肢の欠如が、この差別をさらに悪化させている。

15. 締約国は、「条約」と委員会の一般勧告に従って、宗教的または民族的アイデンティティまたはコミュニティにかかわらず、配偶者間またはバーナー間の平等を規定する明文化された家族法または個人の地位法を採択するべきである。統一された家族法がない場合には、個人の地位法制度は、関係のすべての段階で、宗教法、民族的慣習または民法の適用に関して、個人の選択肢を規定するべきである。個人法は、女性と男性との間の平等の基本原則を体現し、婚姻と家族関係に関連するすべての事柄において女性差別撤廃に関する「条約」の規定に完全に調和するべきである。

IV. 様々な形態の家族

16. 一般勧告第 21 号パラグラフ 13 で、委員会は、家族が多くの形態を取ることを認め、すべての制度の下で「法的にも私的にも」家庭内の平等の責務を強調している。

17. 国連システムのその他の機関によるステートメントは、「『家族』という概念は広い意味で理解されなければならない¹²」との理解を確認している。人権委員会は、その一般コメント第 28 号で、「様々な形態の家族」を認めている。国際家族年の遵守に関する報告書の中で、事務総長は、「家族は国々の間及び内部で様々な形態と機能を取る」ことを確認している¹³。

¹² 適切な住居への権利に関する経済的・社会的・文化的権利委員会の一般コメント第 4 号(経済的・社会的・文化的権利国際規約の第 11 条(1))、パラ 6 を参照。

¹³ A/50/370、パラ 14。

18. 締約国は、すべての様々な形態の家族と家族関係の性とジェンダーに基づく差別的側面に対処するよう義務付けられている。女性差別に関しては、締約国は、家父長的伝統と態度に対処し、個人とコミュニティの生活の「公的」側面に払うのと同じ注意を払って、家族法と政策を開発しなければならない。

19. 婚姻は、国家によって是認されるかも知れない様々な慣習と儀式を通して成立するかも知れない。民法上の婚姻は、国家によってのみ是認され、登録される。宗教上の婚姻は、宗教法によって規定されている儀式を行うことを通して祝われる。慣習的婚姻は、当事者のコミュニティの習慣によって規定された儀式を行うことによって行われる。

20. 締約国の中には、有効なものにするために、宗教上及び慣習的婚姻の登録を求めないところもある。未登録の婚姻は、婚姻契約の作成、儀式の証人の話、または状況によって適宜その他の手段によって実体あるものにされるかも知れない。

21. 宗教法または慣習法の下で、一夫多妻を認めている締約国の中には、定義上一夫一婦制の民法上の婚姻も規定しているところもある。民法上の婚姻が規定されていない場合には、一夫多妻を行っているコミュニティの女性は、その意思にかかわらず、すでに行われていなくても少なくとも一夫多妻の可能性のある婚姻しか選択肢がないかも知れない。委員会は、一般勧告第 21 号で、一夫多妻は「条約」に反し、「思いとどまらせるか禁止」されなければならないと結論付けた。

22. 締約国の中には、法律が登録されたパートナーシップも規定し、当事者間の権利と責任を確立しているところもある。国家は、程度はさまざまだが、登録されたパートナーシップに社会給付や租税免除を提供するかも知れない。

23. 事実婚は登録されず、しばしばいかなる利益も生まない。しかし、国々の中には、事実婚を認め、様々な範囲や程度で彼らの平等な権利と責任を確立しているところもある。

24. ある形態の関係(つまり同性関係)は、かなりの数の締約国で法的にも、社会的にも、文化的にも受け入れられていない。しかし、認められているところでは、事実婚であれ、登録されたパートナーシップであれ、または婚姻であれ、締約国は、沿いたった関係にある女性の経済的権利の保護を確保するべきである。

未登録の慣習的/宗教的婚姻

25. 婚姻の登録は、死亡または離婚による婚姻の解消の際の財産問題に関して配偶者の権利を保護する。「条約」は、婚姻登録制度を確立し完全に実施するよう締約国に義務付けている。しかし、多くの締約国は、婚姻登録の法的要件かまたは既存の登録要件の実施を欠いおり、そのような場合には、教育とインフラの欠如が登録を難しくしている場合を含め、個人が登録できなかったことに対して罰せられるべきではない。

26. 締約国は、婚姻登録の法的要件を確立し、この目的で効果的な意識啓発活動を行うべきである。締約国は、要件についての教育を通して実施を規定し、登録をその管轄圏内のすべての人々にアクセスできるものにするためのインフラを提供しなければならない。締約国は、状況によっては、登録以外の手段で婚姻の証拠の確立を規定しなければならない。国家は、登録状態にかかわらずそのような婚姻における女性の権利を保護しなければならない。

一夫多妻の婚姻

27. 委員会は、「一夫多妻の婚姻は、女性の男性との平等への権利に反し、女性と女性の扶養家族に大変深刻な情緒的・財政的結果を与えるので、そのような婚姻は思いとどまらせたり、禁止されたりするべきである」と述べている一般勧告第 21 号の paragraph 14 を再確認している。この一般勧告の採択以来、委員会は、首尾一貫して、多くの締約国での一夫多妻の婚姻のことを懸念を抱いて述べている。総括所見の中で、委員会は、女性とその子供たちの人権と経済的福利にとっての一夫多妻の重大な副次的影響を指摘し、首尾一貫してその廃止を要請してきた。

28. 締約国は、一夫多妻の婚姻を廃止するために必要なすべての法的・政策的措置を取るべきである。しかし、一般勧告第 27 号で委員会が述べたように、「一夫多妻は未だに多くの締約国で行われており、多くの女性は一夫多妻の同棲状態にある。」従って、既存の一夫多妻の婚姻状態にある女性に関して、締約国は、女性の経済的権利の保護を確保するために必要な措置を取るべきである。

登録されたパートナーシップ

29. 登録されたパートナーシップを規定している締約国は、そういったパートナーシップに関する法律によって対処される経済的問題におけるパートナー間の平等な権利、責任、待遇を確保しなければならない。以下に含まれている勧告は、その法秩序で登録されたパートナーシップを認めている締約国に準用して当てはまる。

事実婚

30. 女性は様々な理由で事実婚に入る。国々の中には、パートナーの死亡または関係の解消のようなある時点で、事実婚を認めるための法的枠組を提供しているところもある。そのような法的枠組みが存在しない場合には、女性は、家庭の維持及びその他の資産を築くことに貢献した場合を含め、同棲関係が終わった時に経済的な危険にさらされるかも知れない。

31. 委員会は、その一般勧告第 21 号で、事実婚における女性差別の撤廃が、第 16 条(1)の下での締約国の責務には、事実婚における女性差別の撤廃が含まれていることを決定した。そのような事実婚が存在する締約国では、パートナーのどちらも別人と結婚していない関係または別人と登録されたパートナーシップにない関係に関して、委員会は、締約国がこういった事実婚における女性及び彼らから生まれた子どもの状況を配慮し、その経済的権利の保護を確保するために必要な措置を取ることを勧告している。事実婚が法律によって認められている国々においては、以下に含まれる勧告が準用して当てはまる。

V. 家族形成の経済的側面

32. 締約国は、婚姻の成立に入る個人に、婚姻関係及び離婚または死亡による解消の可能性の経済的結果に関して規定するべきである。締約国が登録されたパートナーシップを規定している場合には、同じ情報が彼らに提供されるべきである。

婚姻の要件としての支払いまたは優先権

33. 一般勧告第 21 号パラグラフ 16 で、委員会は、締約国の中には「支払または優先権のために結婚が取り決められることを認めている」ところもあるが、これはパートナーを自由に選ぶ女性の権利の侵害であると述べている。「支払または優先権」とは、花婿またはその家族によって花嫁またはその家族に現金、品物または家畜が与えられ、または同様の支払いが花嫁またはその家族によって、花婿またはその家族になされる取引を言う。この慣行は、結婚を有効にするためにいかなる場合も要請されるべきではなく、そのような取り決めは締約国によって強制できるものと認められてはならない。

契約: 婚前・結婚後の取り決め

34. 制度の中には、婚姻及びその他の形態の結びつきが、文書による契約のよってのみ行われるかも知れないものもある。制度の中には、婚前または婚姻中に行われる財産に関する契約上の取り決めの選択を認めているものもある。国家は、交渉力の重大な不平等のために、女性が標準的な婚姻規定よりも少ない保護のままに放置されないよう確かめなければならない。

35. 締約国が、婚姻の解消に続く婚姻内またはその他の財産の分配に関する私的な契約上の取り決めをする可能性を規定する時、非差別を保証し、公共の秩序を尊重し、不平等な交渉力の乱用を防止し、そのような契約を結ぶ際の権力の乱用からそれぞれの配偶者を保護する措置を取るべきである。これらの保護措置には、そのような取り決めが文書によるものであり、またはその他の正式の要件に従うものであることを要請し、もし契約が虐待的なものであることが分かったならば、遡及的失効またはその他の救

済策を規定することを必要とすることが含まれるかも知れない。

VI. 関係中の経済的側面

36. 締約国の中には、婚姻中の財産管理の差別的制度を留めているところもある。男性が一家の長であると述べる法律を留めているところもあり、このようにして男性に唯一の経済の担い手としての役割を与えている。

37. 地域社会の財産体制が規範であるところでは、名目上婚姻中の財産の半分が夫婦のものであると規定し、女性は未だに財産を管理する権利をもたないかも知れない。多くの法制度で、女性は個人的に所有している財産を管理する権利を留めているかも知れず、婚姻中に別箇の追加の財産を蓄積し、管理しているかも知れない。しかし、女性の経済活動によって蓄積された財産は、婚家に属するものと考えられるかも知れず、女性にはそれを管理する認められた権利がないかも知れない。女性自身の賃金についても同様であるかも知れない。

38. 締約国は、婚姻中の財産への夫婦による平等なアクセスを規定し、それを管理する平等な法的能力を規定するべきである。締約国は、別箇の婚姻中のものではない財産を所有し、獲得し、管理し、享受する女性の権利が男性と同等であることを保障するべきである。

VII. 関係の解消に与える経済的・財政的結果

離婚の根拠と財政的結果

39. 法制度の中には、離婚の根拠と離婚の財政的結果との間を直接関連付けているものもある。間違いに基づく離婚体制は、間違いのない方に財政的権利を条件づけるかも知れない。妻に対する財政的責務をなくすために、妻は夫に虐待されるかも知れない。多くの法制度では、間違いに基づく離婚を宣告された妻に対しては、財政的支援は与えられない。間違いに基づく離婚体制には、離婚の根拠として妻によるよりも夫による不実のさらなる証拠を要求するといったように、妻と夫とは異なった間違いの基準が含まれるかも知れない。間違いに基づく経済的枠組は、しばしば、普通、財政的に依存している配偶者である妻に不利になるように作用する。

40. 締約国は以下を行うべきである：

- ・夫が規定を濫用する機会をなくし、それによって妻に対する財政的責務を逃れることがないように、離婚の根拠と財政的結果を繋げる規定を改正すること。

- ・婚姻中の妻の家庭の経済的福利への貢献に対する補償を提供するために間違いに基づく離婚に関連する規定を改正すること。

- ・離婚の根拠として妻によるよりも夫による不実のさらに多くの証拠を要求するような、妻と夫の間違いの基準の差をなくすこと。

41. 法体制の中には、妻またはその家族に、支払いまたは優先権及び婚姻形成の要素であるそのような支払という形態で夫またはその家族に経済的利益を返すよう要求し、離婚する夫には平等な経済的要件を課していないものもある。締約国は、夫と妻に平等に適用されない離婚を得るための支払いに対する手続き上の要求を撤廃するべきである。

42. 締約国は、婚姻関係を解消する原則と手続きを解消の経済的側面に関連する原則と手続きから分離することを規定するべきである。無料の法的援助が、女性が離婚を得るためにその経済的権利を捨てざるを得なくされることがないように、裁判費用や弁護士の手料を払う手段を持たない女性に提供されるべきである。

別居または離婚による婚姻の解消

43. 婚姻の解消の経済的結果に関連するほとんどの法律、慣習、慣行は、幅広く2つのカテゴリーに分類できる：つまり、離婚または別居後の財産の分配と維持である。財産の分配と解消後の維持体制は、分割される婚姻中の財産の分類に関連するジェンダー化された想定、非財政的貢献を認めることが不十分であること、女性の財産を管理する法的能力の欠如及びジェンダー化された家族の役割のせいで、法律が中立的に見えるかどうかにかかわらず、夫に味方している。さらに、解消後の家族の家と家財の利用に関連する法律、慣習、慣行は、明確に女性の解消後の経済状態にインパクトを与える。

44. 女性は、財産を所有し、管理する認められた能力の欠如のために財産権の主張を妨げられるかも知れず、または財産体制が当事者間の分割の問題として、婚姻中に蓄積された財産を認めないかも知れない。中断された教育と雇用の履歴と育児責任が、しばしば、女性が解消後の家庭を維持するに十分な有償の雇用の道を確認すること(機会費用)を妨げる。こういった社会的・経済的要因も、別々の財産体制の下で暮らす女性が婚姻中の個々の財産を増やすことを妨げる。

45. 指導原則は、関係と解消に関連する経済的に有利な立場と不利な立場が両当事者間で平等に担われるべきであるということである。配偶者の共同生活中的役割と機能の分担は、どちらかの当事者の有害な経済的結果という結果になってはならない。

46. 締約国は、離婚や別居の際に、婚姻中に蓄積されたすべての財産の分割において、当事者間の平等を規定するよう義務付けられている。締約国は、婚姻中に獲得された財産の取得に関連して、非金銭的なものを含めた間接的貢献の価値を認めるべきである。

47. 締約国は、財産を所有し管理する平等な正式の事実上の法的能力を規定するべきである。婚姻の解消に当たって、財産権の点で正式であり、実体的である平等を達成するために、締約国は、以下を規定するよう強く奨励される：

- ・財産関連の生計の復位を規定するために、生計または補償に関連する財産の使用権を認めること。
- ・家族の家の使用を元に戻すための適切な住居。
- ・夫婦が利用できる財産体制内の平等(地域社会財産、別箇の財産)、財産体制を選択する権利、それぞれの体制の結果に対する理解。
- ・据え置かれている補償、年金、または分割を受ける婚姻中の財産の一部として、生命保険のような婚姻中になされた分担金から生じる解消後のその他の支払の現価計算の包摂。
- ・生計及び家族の世話、損失経済機会とどちらかの配偶者のキャリア開発及びその他の経済活動への有形・無形の貢献及びどちらかの人的資源開発への貢献を含めた分割を受ける婚姻中の財産への非金銭的貢献の評価。
- ・財政的結果の平等のために提供する方法としての解消後の配偶者支払の配慮。

48. 締約国は、家庭内の女性の経済的地位と家族関係の解消に関して調査と政策研究を行い、アクセスできる形態でその結果を公表するべきである。

死亡後の財産権

49. 多くの締約国は、法律または慣習によって、相続の点で寡婦の寡夫との平等を否定し、配偶者の死亡に当たって寡婦を経済的に脆弱にしている。法制度の中には、男性の親戚または死者の遺産からの支援的支払のような経済的安全保障のその他の手段を寡婦に正式に提供しているものもある。しかし、実際には、こういった責務は施行されないかも知れない。

50. 個人の購入または譲渡を制限し、使用権にのみ従うかも知れない土地保有の慣習的形態の下では、夫の死亡に当たって、妻はその土地を立ち去るように言われ、または土地に残るためには故人の兄弟と結婚するよう要請されるかも知れない。子孫の存在のあるなしが、そのような婚姻の要請の主たる要因であるかも知れない。締約国の中には、寡婦が、亡くなった夫の親戚が慣習的権利を主張して、慣習に従

って所有しているわけではない財産を含め、婚姻中に蓄積した財産が寡婦とその子供から取り上げられる「財産取り上げ」または「財産横取り」を受けるところもある。彼らは寡婦を家族の家から追い出し、家財のすべてを奪い、それから寡婦と子どもを支援するという付随する慣習的責任を無視する。締約国の中には、寡婦が周縁化され、または別の地域社会に追放されるところもある。

51. 社会保障の支払い(年金と障害者給付)及び分担年金制度の生存者の権利は、夫婦関係にある間にこれら制度にかなりの金額を支払っている締約国においては、大きな役割を果たしている。締約国は、社会保障制度と年金制度からの配偶者・生存者給付の点で男女間の平等を規定するよう義務付けられている。

52. 締約国の法律または慣行の中には、差別的な法律と慣行を拒絶し、女性の相続の分け前を増やす遺言の使用を制限しているものもある。締約国は、遺言者、後継ぎ、受益者としての女性と男性に平等な権利を提供する遺言を作成することに関連する法律を制定する責務がある。

53. 締約国は、「条約」の原則に従った遺言による処分のできない法律を制定する責務がある。そのような法律は、以下を保障すべきである：

- ・ 生き残った女性と男性の平等な待遇。
- ・ 土地の権利と名義を使用する慣習的相続は、個人となった配偶者の兄弟との強制結婚(死者の兄弟がその寡婦と結婚する慣習的結婚)または誰か他の人との強制結婚または結婚によって生まれた未成年の子どものあるなしを条件とすることはできないこと。
- ・ 生き残った配偶者の相続人排除が禁止されること。
- ・ 「財産取り上げ/横取り」は犯罪とされ、犯人が相当に訴追されること。

VIII. 留保条件

54. 「条約」への留保条件に関する 1998 年のステートメントで¹⁴、委員会は、留保条件の数と性質について懸念を表明した。パラグラフ 6 で、委員会は特に以下のように述べた：

第 2 条と 16 条は、「条約」の核心的規定であると委員会によって考えられている。締約国の中には、これら条項への留保条件を撤回したところもあるが、委員会は、これら条項に付けられた留保条件の数と程度を特に懸念している。

第 16 条に関しては、委員会は、特にパラグラフ 17 で以下のように述べた：

伝統的・宗教的・文化的慣行も、相容れない国内法や政策も、「条約」の違反を正当化できない。委員会は依然として、第 16 条への留保条件は、国内の伝統・宗教・文化的理由でつけられたものであろうと、「条約」とは相容れず、従って許されるものではなく、見直され、修正されるかまたは撤回されるべきである。

55. 宗教法と慣習に関連する留保条件に関して、委員会は、1998 年以来、締約国の中には少なくとも家族関係のある側面に関して平等を規定するためにその法律を改正していることを認めている。委員会は、締約国が留保条件を撤回する「目的で国際的に法的拘束力のある条約から生じるコミットメントに国内法をうまく適合させている同様の宗教的背景と法制度を持つ国々の経験を考慮に入れる」ことを継続して勧告している¹⁵。

¹⁴ A/53/38/Rev.1, 第 II 部。

¹⁵ 総括所見に関する CEDAW/C/ARE/CO/1(2010)、アラブ首長国連邦、パラ 46。

付録 II: 決定 54/VIII 人権条約機関委員の独立性と公平性に関するアディスアベバ・ガイドラインを組み入れた委員会の手続き規則の新規則 15bis

委員の独立性と公平性

規則 15bis

人権条約機関の第24回議長会議で採択された人権条約機関委員の独立性と公平性に関するアディスアベバ・ガイドラインは¹⁶、本手続き規則の手可決の部分形成するものとする。

付録 III: 決定 54/IX 総括所見のフォローアップ手続きの方法論

委員会のフォローアップ手続きに関する報告

1. 総括所見のフォローアップに関する報告者は、委員会の各会期で取られたまたは提案された行動に関して委員会に説明する。締約国への伝達のための書簡の説明と内容が委員会の非公開会議で討議される。
2. 委員会は、毎年総会に宛てたその報告書の中で、フォローアップ活動に関する報告を提供する。

締約国の回答に応じて取られる行動

3. 報告者は、それぞれの国別報告者またはその他の委員会委員と協力して、フォローアップのために委員会が指定した問題が適切に当該締約国によって対処されているかどうか、以下のカテゴリーに基づいてさらなる情報が必要とされるかどうかを決定するために、受け取った回答を評価する¹⁷:

(a) 「実施された」は、締約国が委員会による勧告を完全に実施したまたは実施する際にかかなりの進歩を遂げたことを示す。この場合には、締約国から追加の情報は求められない。

(b) 「部分的に実施」は、締約国が勧告の実施に向けてある程度の手段を取ったが、さらなる行動を取ることが必要であることを示す。この場合は、報告者は、特定の時間枠内または次回の定期報告書で、勧告を実施するために締約国によって取られたさらなる手段に関して追加の情報を提供するよう要請する。

(c) 「実施されなかった」は、締約国が勧告を実施するために何の手段も取らなかったまたは取られた行動が状況に直接対処しなかったことを示す。この場合には、報告者は、特定の時間枠内または次回の定期報告書で、勧告を実施するために取った手段に関して情報を提供するよう要請する。

(d) 「評価を行うために十分な情報の欠如」は、報告者が特定の時間枠内または次回定期報告書で、勧告を実施するために取った措置に関して情報が提供されることを要請している場合を示す。

4. 報告者による勧告に基づいて、委員会は、フォローアップ勧告の実施に関して締約国によって遂げられた進歩を討議し、どのような行動が適切であるかを決定する。

5. 報告者は、当該締約国の国連代表部に書簡によって委員会の結果を伝え、これは、代表部に伝えられた後で委員会のウェブサイト公表される。委員会は、回答が時宜を得て受け取られたか、または時宜を得なかったかを締約国に通信で述べる。締約国との通信で、委員会は、どの行動が以下の選択肢の非網羅的リストから選ばれたかを明らかにする:

(a) 「さらなる情報または行動を必要としない。」

¹⁶ A/67/222< 付録 I。

¹⁷ 締約国とその他のステークホルダーのための手続きの下での報告書の提出に関する情報は、本付録の補遺に含まれている。

(b)「特定の時間枠内または次回報告書で実施に関するさらなる情報を要請する。」

(c)フォローアップ回答に関連する問題に関して「さらなる明確化を要請する。」

(d)特定の国連機関によって提供される「技術支援を勧告する。」

督促状

6. 報告者は、情報の提出期限が 2 か月過ぎた後、そして再び情報が未提出のままであるならば 4 か月後に締約国に督促状を送る。期限後 6 か月たっても情報が提出されなければ、委員会は、フォローアップ・パラグラフで提起された問題に関して対話を維持するために、国連代表部への代表と会合を開催する。督促状は公表される。自然災害、戦争またはフォローアップ活動を阻害する可能性のある状況に直面している締約国に対しては、督促状の送付は中断される。

その後の定期報告書

7. 一旦締約国の次回定期報告書が委員会によって検討されると、新しいフォローアップのサイクルが始まる。前回の報告サイクルからのフォローアップが報告プロセスの基本的部分として組織的に統合され、手続きの下でのすべての情報がそれぞれの国のファイルの中で利用できるようにされていることが重要である。フォローアップ手続きに関連する未決の勧告が、続く建設的対話中に対処され、続く総括所見に反映される。

事務局の役割

8. 委員会の事務局は、以下の仕事を行うことによって、委員会と報告者を支援する：

(a) 締約国の回答のソフト・コピーを受け取り、関連するシンボルと共に編集と翻訳のために受領後直ちに回答を処理し、「フォローアップ手続き」の下に、OHCHR のウェブサイトがホストする委員会のウェブ・ページに報告者による書簡のみならず、それらをポストすること。

(b) 報告者のために書簡を作成すること。

(c) 委員会及び報告者と共に、ステークホルダーとかがかわる方法を検討すること。

ステークホルダーとのかかわり

9. 委員会は、フォローアップ手続きに関連して、委員会に情報を提供するために、国内人権機関、国連国別チーム、国連機関、特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関及び NGO を招くことによって、ステークホルダーとかがかわるかもしれない。委員会は、国連人権高等弁務官事務所の支援を得て、フォローアップ・メカニズムを通して総括所見の実施を最大限活用するために、現地の国連機関ともかがかわるかも知れない。

10. 国内人権機関、国連国別チーム及び/または機関、及び NGO によって提供される情報は、締約国の報告書の検討のために提供される提出物と問題及び質問のリストに関する同じ規則に従って、公表される。つまり他の出典からの情報は、提出機関の要請に基づいて公表できるものまたは機密のものと考えられるのに対し、国連国別チーム及びその他の国連機関の提出物は、いつも機密のものと考えられるという提出物に関する規則である。

補遺：総括所見に対するフォローアップ手続きに関する情報

I. 序論

フォローアップ手続きは、「条約」の実施に対して、締約国に支援を提供することを目的とする。手続きの下で、締約国は、委員会によって採択された 2 つの総括所見に示されているように、勧告をフォローアップするよう要請されている。しかし、総括所見は、問題のリストの発行と建設的対話の開催のような委員会と締約国との間の交流がフォローアップ手

続きにおいてはなないために、フォローアップに関して報告者が行う勧告よりも優位にある。

II. フォローアップ勧告の選考基準

委員会は、1年か2年以内にフォローアップ情報を必要とする2つの勧告を総括所見から選ぶ。2つの勧告の選考は、以下の基準に基づく：短期的行動のために選ばれた問題が、女性の人権の享受に対する大きな障害となるか、従って、「条約」全体の実施に対する大きな障害となるかどうか。

III. 勧告の実施状態を決定する用語

- ・「実施した」は、締約国が委員会による勧告を完全に嫉視したかまたは実施に向けて取った重要な行動の証拠を提供していることを示す。この場合には、フォローアップに関する報告者は、締約国から追加の情報を要請することはない。
- ・「部分的に実施した」は、締約国が勧告の実施に向けてある程度的手段は取ったが、さらなる行動が必要であることを示す。この場合には、フォローアップに関する報告者は、特定の時間枠内または次回定期報告書で、勧告を実施するために締約国が取ったさらなる手段に関して追加の情報が提供されることを要請する。
- ・「実施されなかった」は、締約国が勧告を実施するための手段を全く取らなかったまたは取られた行動が、状況に直接対処していなかったことを示す。この場合には、フォローアップに関する報告者は、特定の時間枠内または次回定期報告書で勧告を実施するために取られた手段に関して情報が提供されることを要請する。
- ・「評価を行うに十分な情報の欠如」は、フォローアップに関する報告者が、特定の時間枠内または次回定期報告書で、勧告を実施するために取られた措置に関して情報が提供されることを要請した場合を示す。

IV. 締約国によるフォローアップ報告書作成のガイドライン

- ・フォローアップ報告書は、簡潔で、フォローアップ手続きの枠組み内で委員会によって明らかにされた勧告を中心とすることとする。
- ・選ばれた勧告に関するフォローアップ報告書は、最長 3,500 語を超えないこととする。
- ・締約国は、採択の日時と実施状態を明らかにし、それぞれの勧告に関する総括所見の発行に続いて取られたすべての措置に関する情報を提供するように要請される。
- ・フォローアップ報告書は、総括所見で規定された期限内に提出するものとする。
- ・締約国は、国連公用語の一つでフォローアップ報告書を提出するように要請される。
- ・締約国は、以下の e-メール・アドレスに、ワード形式でその報告書の電子版を送るものとする: cedaw@ohchr.org。
- ・フォローアップ報告書を検討する時、もし委員会がさらなる情報が必要であると考えたならば、委員会は、委員会が決めた新しい期限内に追加の情報を提供するかまたは次回の定期報告書に追加の情報を含めるよう締約国に要請する。

V. NGO、国内人権機関及びその他の団体によるフォローアップ報告書の提出に関するガイドライン

- ・NGO、国内人権機関及びその他の団体は、代替のフォローアップ報告書を提出でき、これら報告書は、できるだけ簡潔で、最長 3,400 語を超えないものとする。
- ・NGO、国内人権機関または団体が代替報告書を提出するための提案される起源は、締約国のフォローアップ報告書が公表された 1 か月後とする。
- ・NGO、国内人権機関及びその他の団体の報告書は、事務局の e-メール・アドレス(cedaw@ohchr.org)にワード形式で伝えられ、報告書のハード・コピー4部が、以下のアドレスに郵送されることとする: Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, secretariat of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Falais Wilson, 52 rue des Paquis, CH-1201 Geneve, Switzerland。

付録 IV: 決定 54/XI 「選択議定書」の下での通報作業部会のための追加の資金の要請に関する決議

2013年3月1日採択

女子差別撤廃委員会は、

「女子差別撤廃条約」に定められている権利の締約国による重大または組織的侵害を示すかも知れない、「条約」の「選択議定書」第8条の下で受け取った提出物の数の増加に留意し、

「選択議定書」第8条の下で受け取る情報の調査には公式会議の時間は全く配分されていないが(調査手続き)、「選択議定書」の下での通報作業部会(「選択議定書」作業部会と改名される)は、現在、「選択議定書」第2条の下での個人通報に関する勧告を検討し、採択するために、年間3回の会期にわたって配分される10日間会議を開いていることを想起し、

「条約」に定められている権利の重大または組織的侵害事件の調査を委員会が確立することができるようにする「選択議定書」第8条の下での調査手続きの重要性を念頭に置き、

第8条の下でいくつかの提出物が受領され、現在委員会の検討を待っていることに留意し、

人権条約機関制度の効果的機能の強化に関する総会の政府間プロセスに対する偏見なしに、2014年から「選択議定書」作業部会がさらに年間5日間会議を開くために必要な資金を提供するよう総会に要請し、作業部会が「選択議定書」第8条の下で受領した情報を調査できるように、要請されている年間5日間の追加の会議時間中に委員を5名から7名に拡大することを決定する。

付録 V: 決定 54/XII 委員会の年間会期の会議場所に関する追加の資金の要請に関する決議

2013年3月1日採択

女子差別撤廃委員会は、

「女子差別撤廃条約」の第20条パラグラフ2に従って、委員会の会議が、普通、国連本部で開催されるか、または委員会が決定するその他の便利な場所で開催されるものとするを述べ、

委員会と女性の権利と取り組んでいる国連機関との間の継続中の協力を促進し、奨励するために、2007年に委員会が、その決定39/Iで、それぞれ3週間の年3回の会期のうち1つが、ニューヨークの国連本部で開催されることを要請したことを想起し、

総会が、その決議62/218(2007年12月22日の)で、2008年から2009年の2年間の総計5会期のうち2会期はニューヨークの国連本部で開催することを例外的に、一時的に委員会に認めることを決定したことを想起し、

2008年から2009年までの2年間に続いて、委員会は、慣例として、年1会期をニューヨークで継続して開催していることに留意し、

委員会の作業の質の重要な要因の1つが、女性の権利と取り組んでいる国連メカニズムと機関、特にニューヨークの国連本部でそれぞれ会議を開き、本拠を置いている婦人の地位委員会とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関との協力であることに留意し、

そのような国連メカニズムと機関との委員会の協力をさらに強化し、制度化し、国連システム内のすべてのパートナー、特にニューヨークの国連本部でのパートナーのために、委員会とその作業の可視性とアクセス可能性を確保する必要性を再確認し、

国連本部で年次会期の一つが開催されることが、委員会がそのパートナーと定期的に接触し、特にも

しその会期が可能ならば婦人の地位委員会の年次会期の直前に開催されるならば、ニューヨークでのその可視性を確保することを可能にするであろうことを想起し、

委員会が、「条約」第 20 条パラグラフ 2 に従って、その決定 54/XIII で、2014 年からその年次会期の 1 つをニューヨークの国連本部で開催することとすると決定したことを想起し、

財政的制約のため、及び条約機関強化プロセスの外で、2013 年の委員会の年次会期がニューヨークからジュネーブに移すことが決定されたことを残念に思い、

年次会期の 1 つがニューヨークの国連本部で開催されている間に、事務局からの委員会への適切な支援を確保するために要請された追加の資金に留意し、

人権条約機関制度の強化と効果的機能を高めることに関する総会の政府間プロセスに対する偏見なしに、委員会が会期中に事務局から適切な支援を提供されることを保障することを含め、2014 年から委員会がニューヨークの国連本でその年次会期の 1 つを開催することができるように、必要な資金を提供するよう総会に要請することを決定する。

付録 VI: 決定 54/XIV 国連人権条約機関の強化に関する国連人権高等弁務官報告書に関する女子差別撤廃委員会のステートメント

2013 年 3 月 1 日採択

1. 委員会は、人権条約機関制度の強化と効果的機能を高めることに関する総会の政府間プロセスが、国連人権高等弁務官の提案に基づいて、女性の権利を含めた人権の推進と保護のための基本的で効果的なメカニズムとして人権条約機関制度を強化する際に、かなりの改善をもたらすであろうとの高い期待を抱いている。
2. 委員会は、国連人権条約機関の強化に関する報告書の中で、国連人権高等弁務官によってなされた提案¹⁸を歓迎し、興味を抱いて留意する。委員会は、人権条約システムが直面している困難に対処しようとする国連人権高等弁務官の努力とそれらを克服するためになされた多くの提案を歓迎する。
3. 委員会は、「調和し、統合された人権条約機関システムに向けて」と題するステートメント¹⁹を想起し、人権理事会と条約機関との間の効果的協力を開発することの重要性を強調する。
4. 委員会は、条約機関制度が既存の利用できる資金では限界に到達しており、持続可能に機能することはできないかもしれないことを懸念している。受領した国別報告書の積み残しが、多数の提出期限が過ぎている報告書と相俟って、この機能不全の状況の警告を与える印である。条約機関強化プロセスは、十分かつ維持される資金が、委員会を含めた条約機関がその様々なマンデート、つまり、締約国の報告書とフォローアップ手続きの検討のみならず、個人通報の検査と調査の遂行を完全に果たすことができるようにすることを保障して初めて成功できる。委員会は、国連高等弁務官の提案が、調査の問題と関連する財政的意味合いに対処しなかったことを残念に思う。
5. 委員会は、以下を含め、報告書で提案されている措置のいくつかをすでに実施している:
 - ・ 英語のみでの概要記録の発行。
 - ・ (例えば、問題のリストの質問の数及び総括所見の中の勧告の数及び長さを制限し、最も重要な人権問題に関する対話中の質問と前回の総括所見の締約国のフォローアップに重点を置き、質問を分類し、締約国代表と委員会委員に発言時間を配分し、発言タイマーを利用し、タスクフォースの中で作業を行うといった)締約国の報告書の検討に関する措置。

¹⁸ A/66/860。

¹⁹ A/61/38、第 II 部、付録 I。

- ・選ばれた勧告の数を削減し、明確なガイドラインを採用することによるフォローアップ手続きの簡素化
- ・調査を行なうための標準的運営手続きの採用。
- ・人権条約機関委員の独立性と公平性に関するアディスアベバ・ガイドライン²⁰の委員会手続き規則への完全な組み入れ。

6. 委員会は、手続き規則と作業方法の再評価に乗り出し、以下のようなその他のいくつかの提案の実施の途上にある:

- ・総括所見の「国の特異性」をさらに改善すること。
- ・総括所見の実施のための国内メカニズムと規制枠組に関する情報を組織的に要請すること。
- ・さらに数多くの国連システムの機関と国内のステークホルダー、特に国内人権機関との委員会のかわりを制度化すること。
- ・締約国との委員会の対話をウェブサイトで公表すること(最初は試験的に行われる)。

7. 委員会は、報告書に含まれているその他の提案のいくつか、特に財政的意味合いに照らした包括的報告カレンダーに関して最終決定を行う前に、人権条約機関の強化と効果的機能の向上に看過する総会の政府間プロセスの結果を待つことを決定している。

付録 VII: 第 54 回会期に提出された文書

文書番号	タイトルまたは説明
CEDAW/C/54/1	暫定アジェンダと注釈
CEDAW/C/54/2	国際労働機関報告書
CEDAW/C/54/3	フォローアップ手続きに関する方法論
締約国報告書	
CEDAW/C/AG/6	アンゴラの第 6 回定期報告書
CEDAW/C/AUT/7-8	オーストリアの第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/CYP/6-7	キプロスの第 6 回・7 回合同定期報告書
CEDAW/C/GRC/7	ギリシャの第 7 回定期報告書
CEDAW/C/HUN/7-8	ハンガリーの第 7 回・8 回合同定期報告書
CEDAW/C/PAK/4	パキスタンの第 4 回定期報告書
CEDAW/C/SLB/Q/1-3	ソロモン諸島の初回及び定期報告書不在の状態での問題と質問のリスト
CEDAW/C/MKD/4-5	旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国の第 4 回・5 回定期報告書

付録 VIII: 2013 年 1 月 1 日現在の女子差別撤廃委員会委員

委員名	国名	任期満了年
Ayse Feride Acar	トルコ	2014
Noor Al-Jehani	カタール	2016
Nicole Ameline	フランス	2016
Barbara Evelyn Bailey	ジャマイカ	2016
Olinda Bareiro-Bobaddilla	パラグアイ	2014
Meriem Belmihoub-Zerdani	アルジェリア	2014
Niklas Bruun	フィンランド	2016

²⁰ A/67/222、付録 I 及び Corr.I を参照。

Naela Gabr	エジプト	2014
Hilary Gbedemah	ガーナ	2016
Nahla Haidar	レバノン	2016
Ruth Halperin-Kaddari	イスラエル	2014
林 陽子	日本	2014
Ismat Jahan	バングラデシュ	2014
Dalia Leinarte	リトアニア	2016
Violeta Neubauer	スロヴェニア	2014
Theodora Oby Nwankwo	ナイジェリア	2016
Pramila Patten	モーリシャス	2014
Silvia Pimentel	ブラジル	2016
Maria Helena Lopes de Jesus Pires	東ティモール	2014
Biancamaria Pomeranzi	イタリア	2016
Patricia Schulz	スイス	2014
Dubravka Simonovic	クロアチア	2014
Xiaoqiao Zou	中国	2016

付録 IX: 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での第 25 回通報作業部会報告書

1. 「女子差別撤廃委員会」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2013 年 3 月 4 日から 7 日まで、ジュネーブで、その第 25 回会期を開催した。この会期には全委員が出席した(Olinda Bareiro-Bubadilla, Niklas Bruun, 林陽子、Promila Patten 及び Duvravka Simonovic は、全員、第 24 回会期で委員会によって作業部会委員とし再選された)。
2. 会期の最初に、作業部会は、新議長林陽子氏とその副議長 Ms. Olinda Bareiro-Bothadilla を選出した。これに続いて、作業部会は、本報告書の補遺に定められているように、そのアジェンダを採択した。
3. それから作業部会は、事務局によって準備された通り(受け取った通信を 6 つの異なったカテゴリーに分類した表のみならず、2012 年 9 月 21 日から 2013 年 2 月 25 日までの間に受領され、処理された通信を反映する表)、前会期以来受領された新しい通信に関する最新情報を検討した。
4. 作業部会は、3 つの事件を登録し(第 50/2013 号、51/2013 号及び 52/2013 号)、一時的保護措置の要請なしに、締約国に通信を伝えることを決定した。作業部会は、事務局が、オーストラリア、アゼルバイジャン、デンマーク、モルドヴァ共和国、スイス及び英国に関して、苦情申立人に宛てた明確化の要請に対する返答を待っているという事実に留意した。オーストラリア、デンマーク、オーストラリア及びロシア連邦に対する 6 通の通信に関しては、事務局は、さらなる明確化を求めるべきである(主としてクレームの提出と国内の救済策を尽くしていないことに関して)。
5. 第 25 回会期中に、作業部会は、「選択議定書」の下で登録されたすべての個人通報の状態も検討し、その一つひとつについて討議した。事件第 24/2009 号に関しては、事務局は、第 26 回会期のために非許容性の決定案を準備するよう求められた。事務局は、事件第 29/2011 号のメリットに関する勧告案も第 26 回会期のために準備するよう求められた。事件第 37/2012 の締約国の分割の要請に関しては、作業部会は、その要請を認め、事務局に許容性に関する決定案を準備するよう求めることを決定した。
6. 作業部会は、3 つの勧告案も討議したが、そのすべてが本会議に出された。作業部会は、コンセンサスで採択された事件第 33/2011 号、賛成 4 票、反対 1 票で採択された第 35/2011 号(Ms. Simonovic)及びコンセンサスで採択された第 40/2012 号に関する非許容性に関連して、勧告案を採択した。
7. 作業部会は、それぞれフォローアップ対話が継続しているフォローアップ状況も討議し、取ることが可能で、委員会本会議の注意を引くべき行動を決定した。

8. 作業部会は、国内の救済策を尽くすという問題、つまり「委員会は、『選択議定書』の第4条パラグラフ1の目的のために、本件においては国内の救済策が尽くされていることに満足している」というように、「選択議定書」の下での個々の事件で、関連する場合には用いられる標準的形式を記録することも決定した。第二に、作業部会は、事務局が、年代順記載のような申立人の事実の記述を再編したり、当事者によって提出されたが、申立人の最初の提出物に直接かかわっていない文書/補遺に関連する含めなければならなかった事件の見出しとして、「事実上の背景」を用いることを可能にし、決定の物語の部分に見出しをつけるための標準的形式として「申立人により提出された通りの事実」という見出しを用いることを決定していることを想起する。

現会期で取られた行動

9. 作業部会は以下を決定した:

(a)全委員が勧告を支持している状態で、通報第33/2011号の非許容性に関連する勧告を採択のために本会議に送ること

(b)賛成4票、反対1票で採択された(Ms. Simonovic)通報第35/2011号の非許容性に関連する勧告を採択のために本会議に送ること。

(c)全委員会が勧告を支持している状態で、通報第40/2012号の非許容性に関連する勧告を採択のために本会議に送ること。

(d)申立人の要請で、通報第43/2013号(*I.Z.他対デンマーク事件*)を中止すること。

(e)通報第24/2009号及び第29/2011号に関して、第26回作業部会のために勧告案を準備するよう事務局に要請すること。

(f)通報第39/2012号と44/2012号に関連して、第27回作業部会(2013年10月)のために勧告案を準備するよう事務局に要請し、第26回作業部会中に、事件第41/2012号に関して案を準備するかどうかを決定すること。

(g)通報第24/2009号と44/2012号の締約国の分割の要請を認めること。

(h)事件第37/2012、*Tammy Noergaard 対デンマーク事件*、及び第46/2012号、*Marion Olivia Weilharter* 及び *Oliver Benjamin Weilharter 対デンマーク事件*に関して、締約国からのさらなる情報を求めること。

(i)林氏が事件報告者に任命された新しい3つの通報: 第50/2013号及び52/2013号を登録すること。

(j)事務局によってメモに引用された学術的出典を「選択議定書」エキストラネットに継続してアップローであるよう事務局に要請すること。

(k)当事者による提出物の概要を含め、フォローアップ手続きに関する情報を準備するよう事務局に要請すること。

(l)事件第18/2008における委員会の勧告のフォローアップに関して、フィリピンの国連代表部の代表者との会合を手配するよう事務局に要請すること。

(m)中断の理由に関する手短な説明を伴って、すべての中断された事件に関して、委員会の管轄するウェブ・ページに情報を含めるよう事務局に要請すること。

10. その会期間作業と内部作業方法に関しては、作業部会は、事件の終結のモダリティを含め、第27回会期中に追求した見解のフォローアップのためのモダリティに関する討議を行うことを決定した。

11. 「女子差別撤廃条約」の「選択議定書」の下での通報作業部会は、2013年7月4日と5日に、ジュ

ナーヴで第 26 回会期を開催することを決定した。

補遺: 第 25 回作業部会のアジェンダ

1. アジェンダと作業組織の採択
2. 前回会期以来行われた手段と活動の検討
3. 登録された新しい通報と新報告者の任命
4. 採択の準備ができていない事件に関する討論と予備討論
5. 中断
6. 通報に関する最新情報(登録された事件)
7. 見解のフォローアップに関する最新情報
8. 見解のフォローアップを含めた作業方法に関する討議
9. 作業部会の第 25 回会期に関する報告書の採択

(以上)